

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくこととなります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上
(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

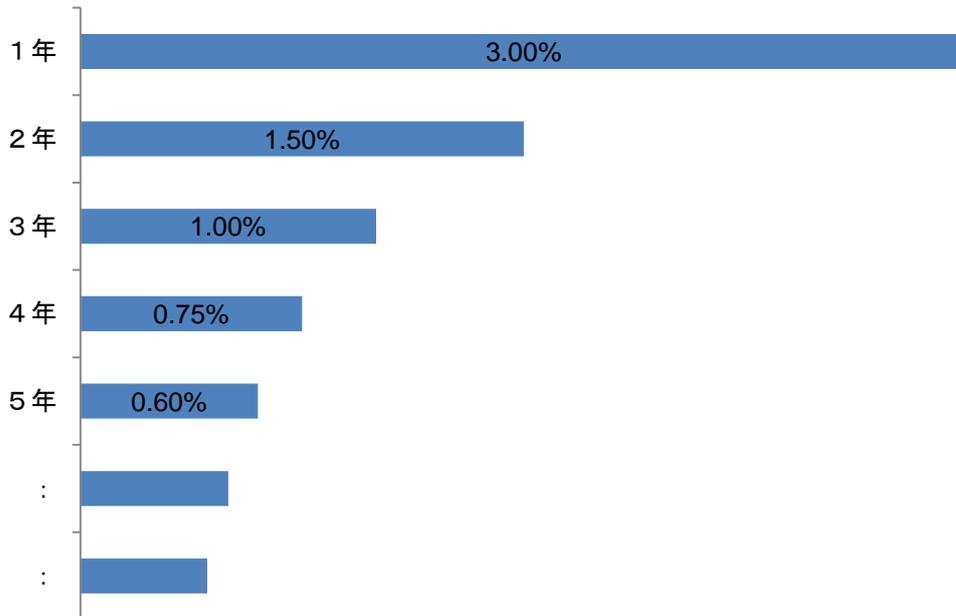
申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり
の負担率ははだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率ははだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

ブラックロック・ワールド債券ファンド (為替ヘッジなし／為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

BLACKROCK®

投資信託説明書(交付目論見書) 2019年12月14日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし／為替ヘッジあり)(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月13日に関東財務局長に提出しており、2019年12月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|-------------------|------|--------------|------------|-------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 | その他資産(投資信託証券(債券)) | 年2回 | グローバル(日本を含む) | ファミリー・ファンド | <ヘッジなし>なし <ヘッジあり>あり(フルヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行なう者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日:1988年3月11日 資本金:31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:8兆1,728億円(2019年9月30日現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス:www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行なう者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

1

世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。

◇投資する公社債は、取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとしします。

◇国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券*等にも投資します。

*不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。MBS(モーゲージ証券)、CMBS(商業用不動産ローン担保証券)、ABS(資産担保証券)などがあります。

◇デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

投資する債券の種類と概要

| | | | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------|--|---|--|
| 国債 各国政府により発行される債券 | 政府機関債 国際機関債 政府機関等により発行される債券 | 社債 企業等により発行される債券 | ABS クレジットカード債権、自動車ローン、住宅ローン債権等を裏付けとして発行される債券 | MBS 個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券 | CMBS 商業用不動産ローン債権を裏付けとして発行される債券 |
|---------------------------------|---|--------------------------------|--|---|--|

※上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

2

FTSE世界国債インデックス*をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

| | |
|---------|--------------------------|
| 為替ヘッジなし | FTSE世界国債インデックス(円ベース) |
| 為替ヘッジあり | FTSE世界国債インデックス(円ヘッジ円ベース) |

*FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

3

グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が発行運用を行ないます。

委託会社は、運用の指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。

4

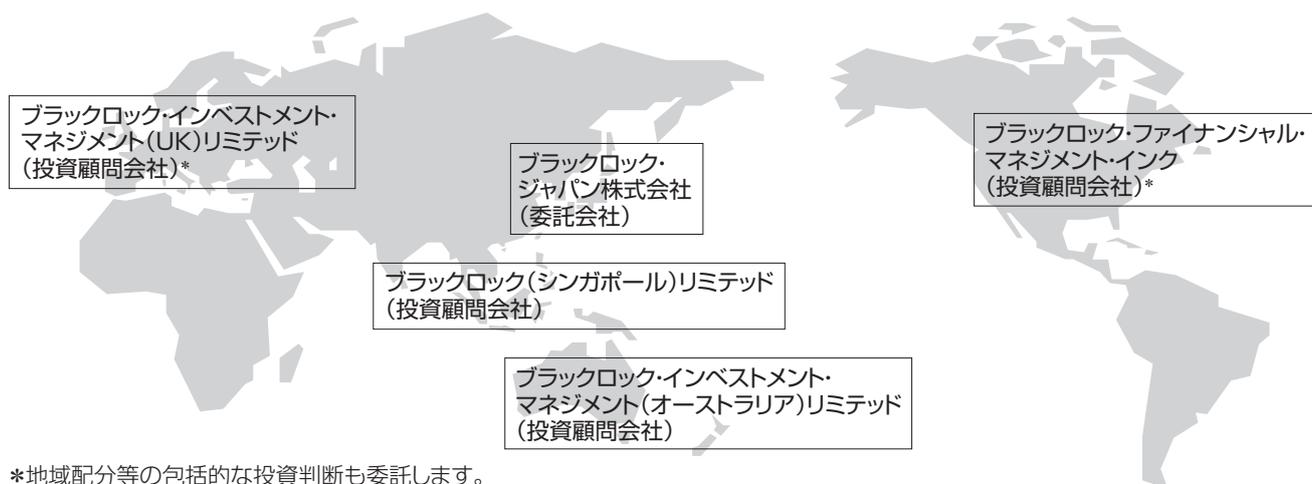
ファミリーファンド方式により運用を行ないます。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 為替ヘッジなし | 原則として為替ヘッジを行ないません。 |
| 為替ヘッジあり | 原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 |

※ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行なう場合もあります。

運用体制

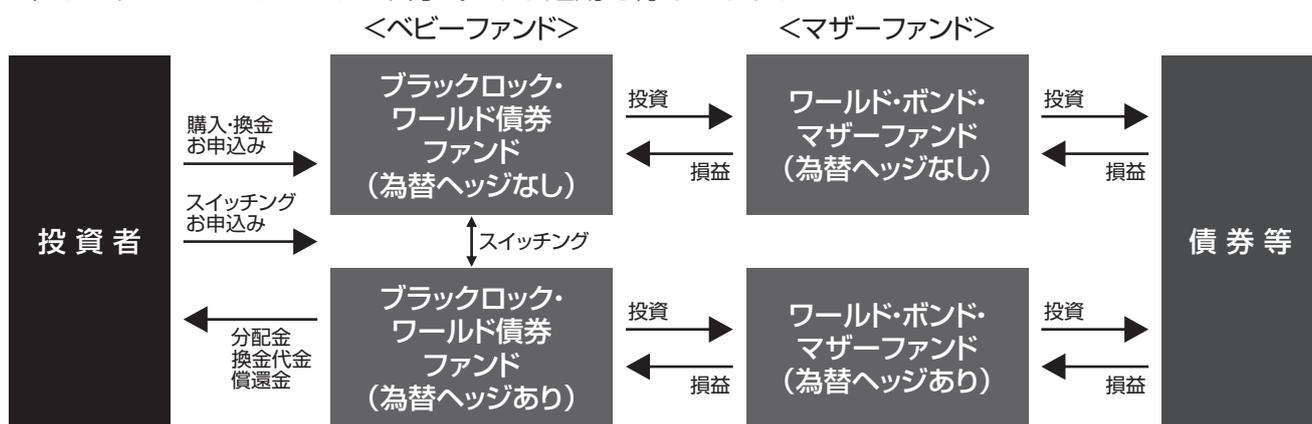
ブラックロック・グループの運用会社に世界主要国の公社債等の運用指図に関する権限を委託します。



*地域配分等の包括的な投資判断も委託します。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行ないます。



※スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年2回の毎決算時(3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行いません。

「為替ヘッジなし」は、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

■ 期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産の投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

◆収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

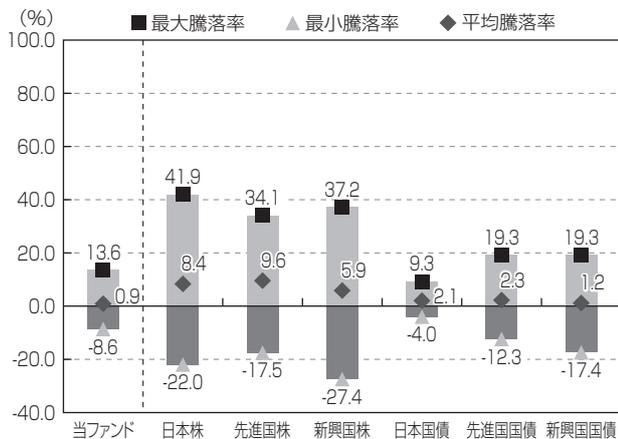
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

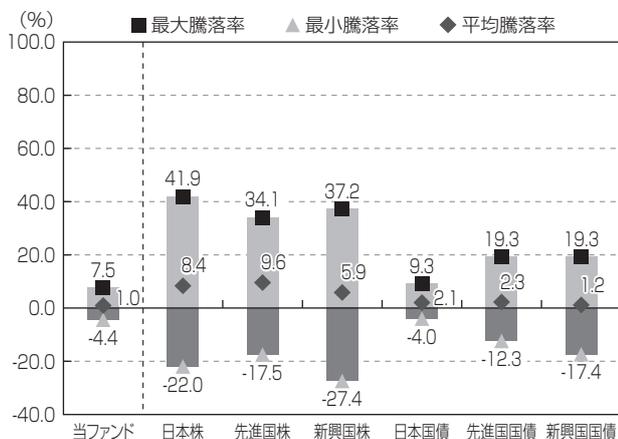
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年10月～2019年9月)

(為替ヘッジなし)



(為替ヘッジあり)



※上記グラフは、2014年10月～2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年10月～2019年9月)



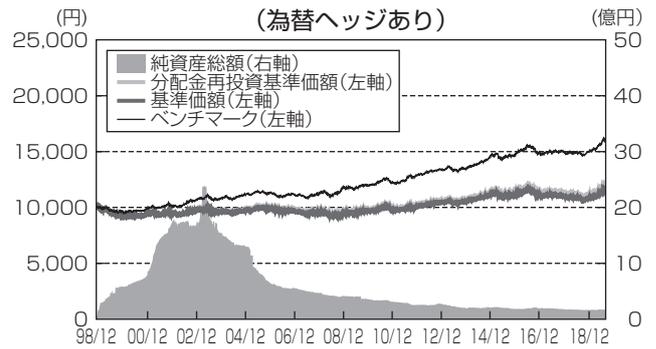
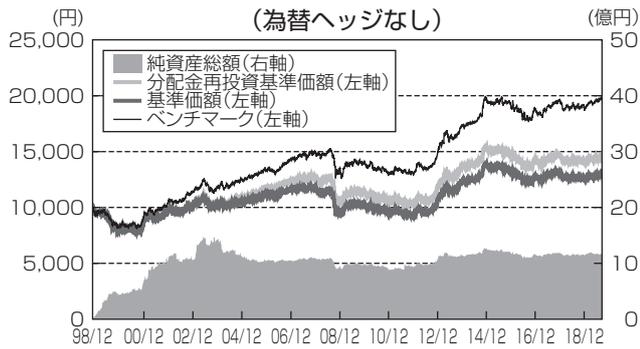
※上記グラフは、2014年10月～2019年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

| | 第37期 2017年9月 | 第38期 2018年3月 | 第39期 2018年9月 | 第40期 2019年3月 | 第41期 2019年9月 | 設定来累計 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| (為替ヘッジなし) | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 1,290円 |
| (為替ヘッジあり) | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 360円 |

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

(為替ヘッジなし)

| 順位 | 銘柄名 | 種別 | 国名 | 比率 |
|----|--|----|------|-----|
| 1 | 130 20年国債 | 国債 | 日本 | 6.4 |
| 2 | 99 20年国債 | 国債 | 日本 | 4.5 |
| 3 | 339 10年国債 | 国債 | 日本 | 3.6 |
| 4 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01 | 国債 | イタリア | 2.6 |
| 5 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/03/25 | 国債 | フランス | 1.8 |
| 6 | 54 30年国債 | 国債 | 日本 | 1.6 |
| 7 | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30 | 国債 | スペイン | 1.4 |
| 8 | 401 2年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 |
| 9 | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | 国債 | イギリス | 1.4 |
| 10 | 403 2年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 |

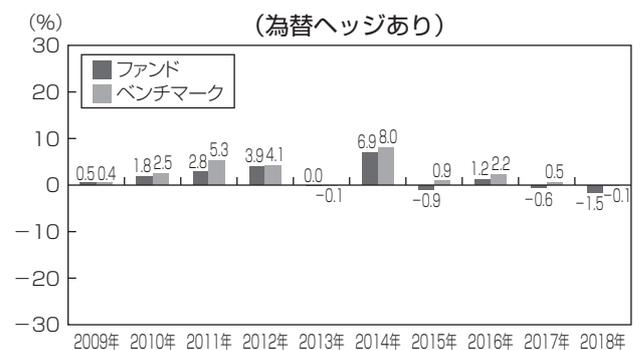
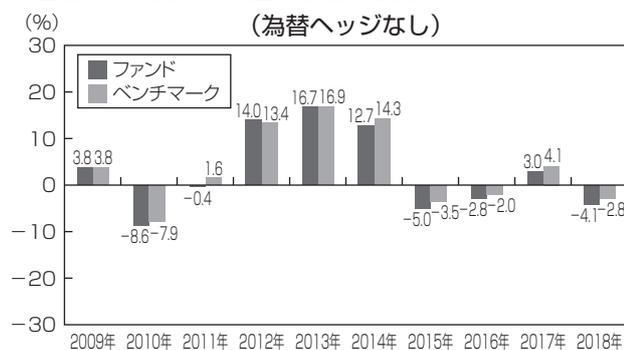
(為替ヘッジあり)

| 順位 | 銘柄名 | 種別 | 国名 | 比率 |
|----|--|----|------|-----|
| 1 | 130 20年国債 | 国債 | 日本 | 3.2 |
| 2 | UNITED STATES TREASURY BILL 2019/10/08 | 国債 | アメリカ | 2.1 |
| 3 | 99 20年国債 | 国債 | 日本 | 2.0 |
| 4 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25 | 国債 | フランス | 1.9 |
| 5 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01 | 国債 | イタリア | 1.7 |
| 6 | BUNDES OBLIGATION 0% 2023/10/13 | 国債 | ドイツ | 1.6 |
| 7 | FRENCH GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | 国債 | フランス | 1.4 |
| 8 | 54 30年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 |
| 9 | 318 10年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 |
| 10 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01 | 国債 | イタリア | 1.4 |

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------------------|---|
| 購入単位 | <p><一般コース> 1万口以上1万口単位 <累積投資コース> 1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 ※販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p> |
| 購入価額 | 購入受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | <p><一般コース> 1万口単位または1口単位 <累積投資コース> 1口単位または1円単位 ※販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p> |
| 換金価額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 午後3時までに受けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2019年12月14日から2020年6月12日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| スイッチング | <p>「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」間で無手数料でスイッチングができます。 スwitchingの申込単位は、以下の通りです。 <一般コース> ①1口以上1口単位 ②1万口以上1万口単位 <累積投資コース> ①1円以上1円単位 ②1万円以上1円単位 ※スイッチングの取扱いは各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p> |
| 換金制限 | 大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入・換金・スイッチング 申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金・スイッチングは受け付けません。 |
| 購入・換金・スイッチング 申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングの受付を中止・取消しする場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限(設定日:1998年12月1日) |
| 繰上償還 | 当ファンドは換金により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。 |
| 決算日 | 3月16日および9月16日(ただし休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | <p>毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 <累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。</p> |
| 信託金の限度額 | 信託金の限度額は各ファンド5,000億円とします。 |
| 公告 | 投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | (各費用の詳細) | | |
|---------------------|---|--|----------------------|---|
| 購入時手数料 | 購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65% (税抜1.50%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。 | 購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価 | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | - | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | (各費用の詳細) | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対して年1.408% (税抜1.28%)以内の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。 | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | |
| | 運用管理費用の配分 | (委託会社) | 年0.693% (税抜0.63%) | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価 |
| | | (販売会社) | 年0.660% (税抜0.60%) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| (受託会社) | 年0.055% (税抜0.05%)以内 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | |
| その他の費用・手数料 | ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの諸経費:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ・売買委託手数料:組入る有価証券の売買の際に発生する手数料 ・外貨建資産の保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 | | |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ブラックロック・ワールド債券ファンド (為替ヘッジなし/為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書） 2019年12月14日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし／為替ヘッジあり）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2019 年 12 月 13 日に関東財務局長に提出しており、2019 年 12 月 14 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 発 行 者 名 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役会長 井澤 吉幸 |
| 本店の所在の場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

（以上を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

② 以下の場合には、無手数料とします。

a. スイッチング*による購入の場合

* スイッチングとは、「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間で、換金した場合の手取額をもって、当該換金の申込日当日に他方のコースの購入申込を行なうことをいいます。

※ スイッチングの取扱については、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

b. <累積投資コース*>を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

* 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る<一般コース>と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される<累積投資コース>の2つの申込方法があります。

c. 確定拠出年金制度において購入の申込を行なう場合

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る<一般コース>と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される<累積投資コース>の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

| 申込コース | | 申込単位 |
|---------|---------|---|
| 一般コース | | 1万口以上1万口単位 |
| 累積投資コース | | 1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込み、収益分配金再投資によるお申込みは1円単位 |
| スイッチング | 一般コース | ① 1口以上1口単位 ② 1万口以上1万口単位 |
| | 累積投資コース | ① 1円以上1円単位 ② 1万円以上1円単位 |

※ 販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める申込単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。また、取扱いを行なうコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2019年12月14日から2020年6月12日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」で払い込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行ないません。

③ 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行なうことを基本とします。
 （「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|----------------|----------------|---------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 |

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|----------------------------------|--|----------------------|--------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル (日本を含む) 日本 | ファミリー ファンド | <ヘッジなし> なし |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 | 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング | ファンド・ オブ・ ファンズ | <ヘッジあり> あり (フルヘッジ) |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

| | | |
|----------------|-------|---|
| 単位型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

II. 属性区分

| | | |
|---------------|-------------------------------|--|
| 投資対象資産による属性区分 | その他資産（投資信託証券（債券）） | 目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年2回 | 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | グローバル（日本を含む） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態による属性区分 | ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | <ヘッジなし> 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| | <ヘッジあり> 為替ヘッジあり （フルヘッジ） | 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まれます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③ 信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

a. 当ファンドは、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。

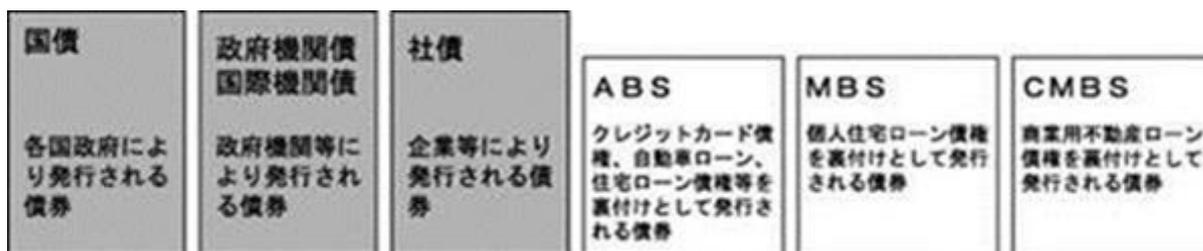
○投資する公社債は、取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとしします。

○国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券*等にも投資します。

* 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。MBS（モーゲージ証券）、CMBS（商業用不動産ローン担保証券）、ABS（資産担保証券）などがあります。

○デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

<投資する債券の種類と概要>



※ 上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

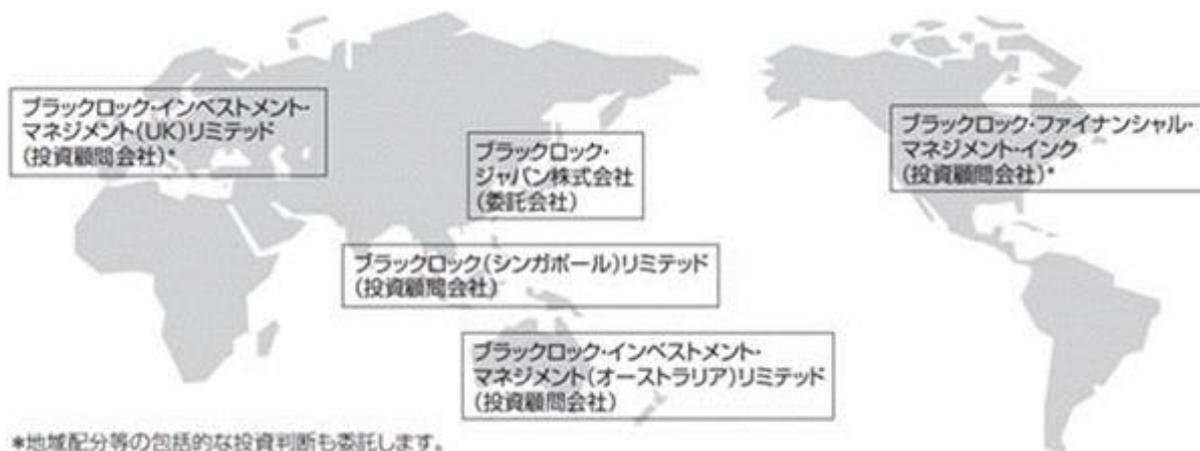
b. FTSE世界国債インデックス*をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

| | |
|---------|--------------------------|
| 為替ヘッジなし | FTSE世界国債インデックス（円ベース） |
| 為替ヘッジあり | FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース） |

* FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

c. グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行ないます。

委託会社は、世界主要国の公社債等の運用指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。

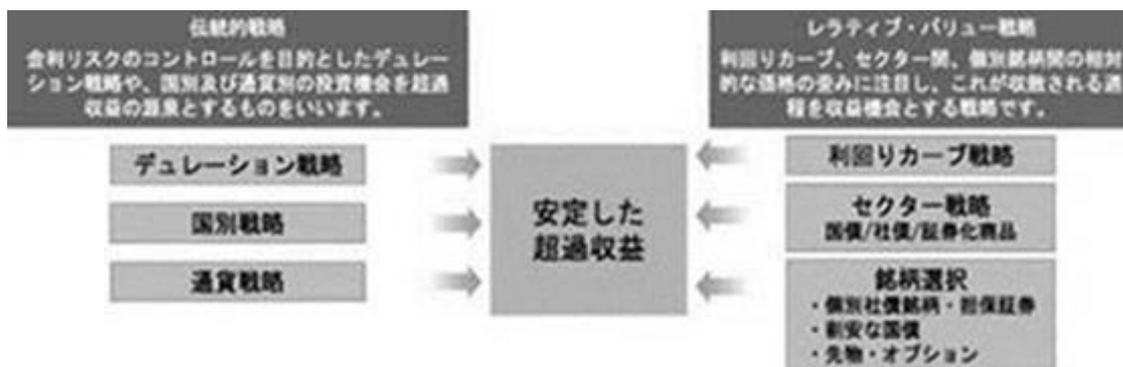


*地域配分等の包括的な投資判断も委託します。

※ 運用の委託範囲の詳細については、「第1 ファンドの状況 2投資方針 (1)投資方針 ①各ファンドの投資態度」をご覧ください。

<ブラックロックの債券運用の特色>

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値(「レラティブ・バリュー」)に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。

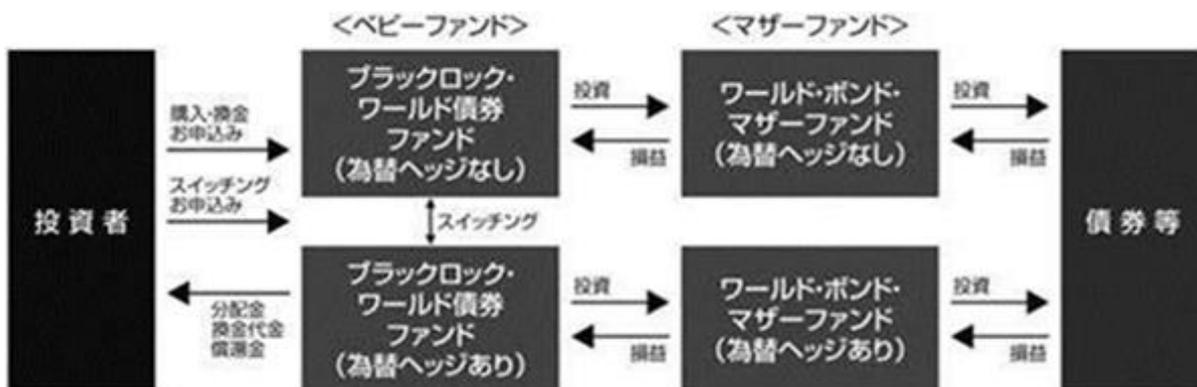


※ ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行ないます。スイッチング可能な2本のファンドで構成されております。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 為替ヘッジなし | 原則として為替ヘッジを行ないません。 |
| 為替ヘッジあり | 原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 |

※ ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行なう場合もあります。



※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド(「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

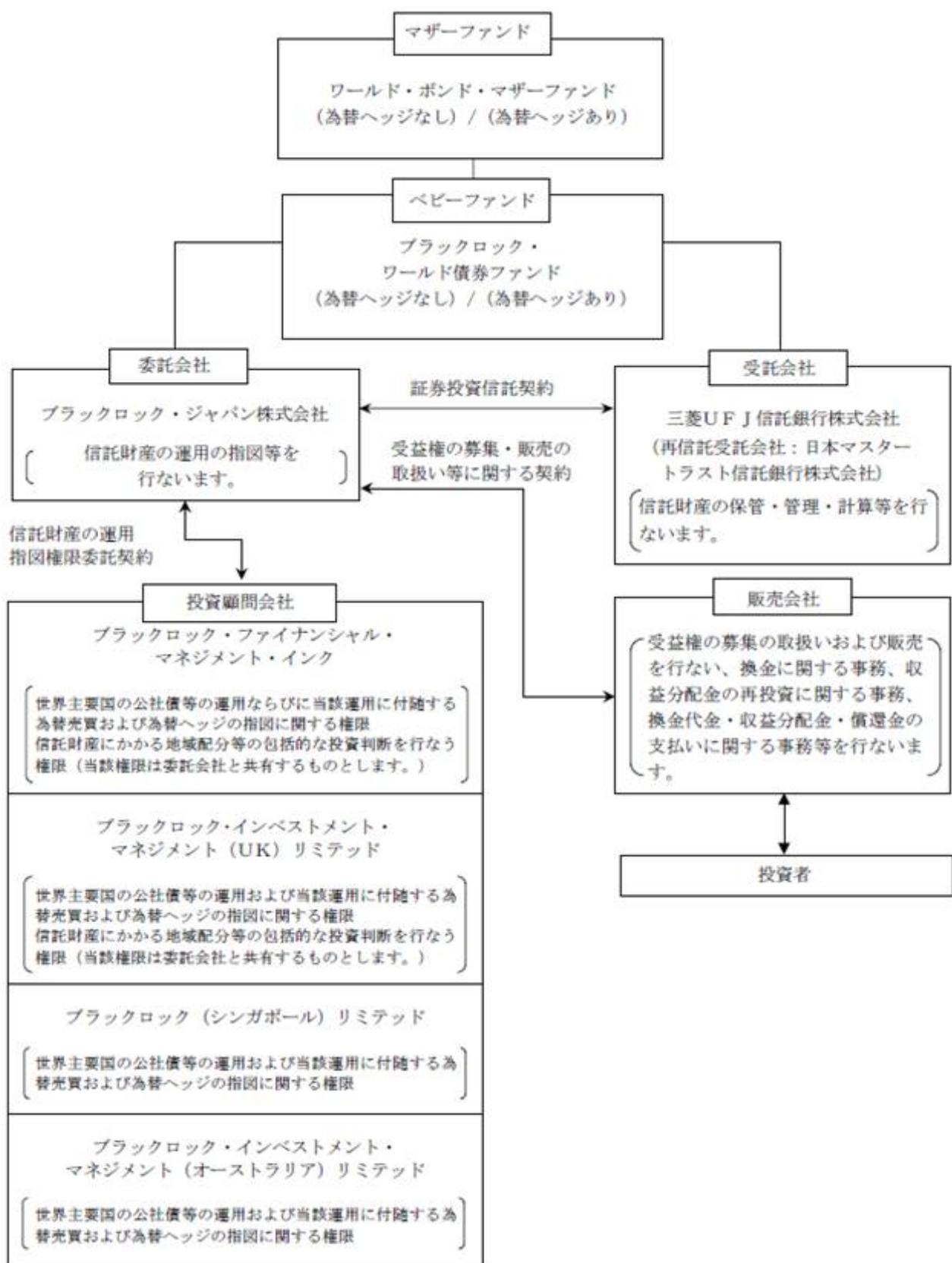
※ スwitchingの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|--|
| 1998年12月1日 | 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 2000年12月1日 | ファンド名称変更（旧メリルリンチ・マーキュリー・ワールド債券ファンド為替変動型／為替変動低減型） |
| 2006年10月1日 | ファンド名称を「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）」へ変更 |
| 2006年10月23日 | 運用の基本方針の変更 |
| 2007年1月4日 | 投資信託振替制度への移行 |
| 2009年12月2日 | ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継 |
| 2017年6月10日 | マザーファンドの名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」へ、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」へそれぞれ変更 |

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

<委託会社の概況>

2019年9月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

| | |
|----------|--|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェット投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c. 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------------|-------------------|---------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 15,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「為替ヘッジなし」

- ① 主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ② FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。

「為替ヘッジあり」

- ① 主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ② FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。

「各ファンド共通」

- ① デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ② ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|--|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。) |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。) |
| ブラックロック (シンガポール) リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ③ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
 - ④ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ない又は行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> 各マザーファンドの運用の基本方針

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

— 運用の基本方針 —

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|--|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。） |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。） |
| ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

－ 運用の基本方針 －

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|--|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。） |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。） |
| ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ⑥ 前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するもの、および n. のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

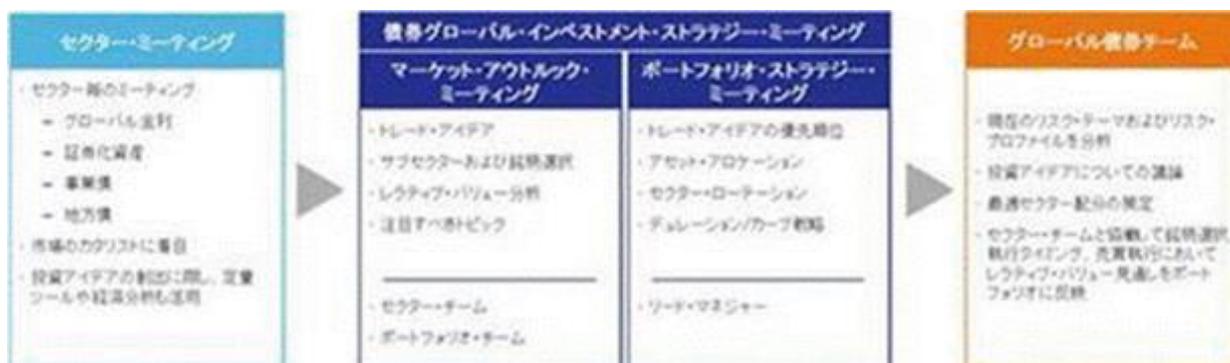
この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

- ① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ② 社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。
- ③ 当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック（シンガポール）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託しており、その債券運用チーム（約10名程度）によって運用されています。
- ④ ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。
- ⑤ 基本戦略は、週次で行なわれる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行ないます。
- ⑥ 各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

- ⑦ ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.96兆ドル*（約752兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

* 2019年9月末現在。（円換算レートは1ドル=108.075円を使用）

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

- ② 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払時期および場所

- a. 一般コースの場合は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。投資者が、支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- b. 累積投資コースの場合は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行いません。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 各ファンドの約款で定める投資制限

「各ファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

- a. 投資する株式等の範囲
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
- b. 株式等への投資比率の制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合*は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

* 「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。
- c. 同一銘柄の株式への投資制限
 - (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

f. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h. 信用取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

j. スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

k. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

l. 有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

m. 公社債の空売りの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する、借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o. 外国為替予約の指図

「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

q. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

r. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

② 投信法等関係法令で定める主な投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行いません。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

d. 期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

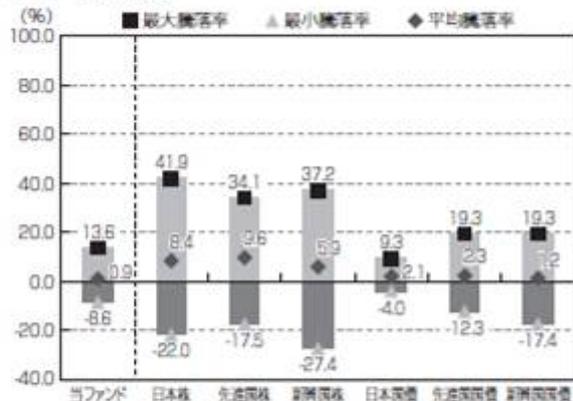
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

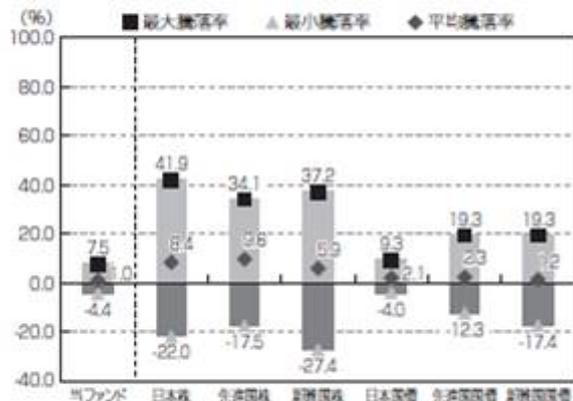
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年10月～2019年9月)

(為替ヘッジなし)



(為替ヘッジあり)



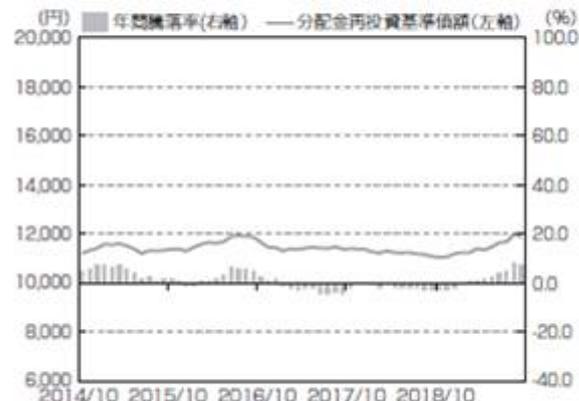
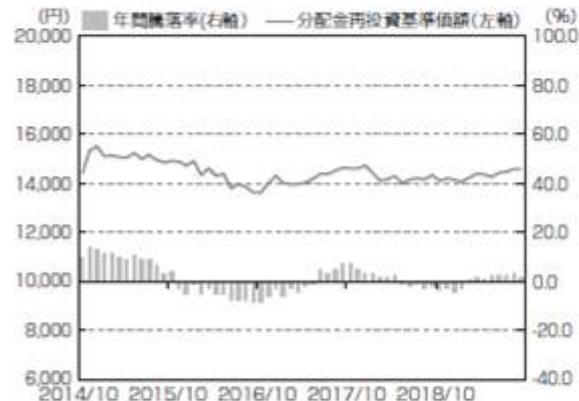
※上記グラフは、2014年10月～2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※各資産クラスの指数
- 日本株……… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株…… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年10月～2019年9月)



※上記グラフは、2014年10月～2019年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の廃止の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発行、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。両指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は両指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。両指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。両指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発行しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。両指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

- ② 以下の場合には、無手数料とします。

a. スイッチングによる購入の場合

b. <累積投資コース>を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

c. 確定拠出年金制度において購入する場合

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.408%（税抜1.28%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

| | 信託報酬の配分 | | 役務の内容 |
|------|----------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 委託会社 | 年0.693%（税抜0.63%） | | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等 |
| 販売会社 | 年0.660%（税抜0.60%） | | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 純資産総額が 650億円以下の部分 | 年0.055% （税抜0.05%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |
| | 650億円超1,000億円以下の部分 | 年0.044% （税抜0.04%） | |
| | 1,000億円超の部分 | 年0.033% （税抜0.03%） | |

※ 委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用*は、その都度、信託財産中より支弁します。
*海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ④ 信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とし委託者報酬より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
 - b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
 - d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③ 収益分配金の課税について」をご覧ください。）
- ② 換金時および償還時の課税について
 - a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
 - b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2019年9月末現在のものです。

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 1,172,507,467 | 100.05 |
| 内 日本 | 1,172,507,467 | 100.05 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | △573,360 | △0.05 |
| 純資産総額 | 1,171,934,107 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----|---------------------------|------|-----------|-------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
| 1 | ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし） | 日本 | 親投資信託受益証券 | 628,724,043 | 1.8577 | 1,167,996,421 | 1.8649 | 1,172,507,467 | 100.05 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2019年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第22期(2010年3月16日) | 974,616,080 | (同左) | 1.0037 | (同左) |
| 第23期(2010年9月16日) | 955,661,736 | (同左) | 0.9850 | (同左) |
| 第24期(2011年3月16日) | 888,152,410 | (同左) | 0.9531 | (同左) |
| 第25期(2011年9月16日) | 958,079,661 | (同左) | 0.9394 | (同左) |
| 第26期(2012年3月16日) | 1,012,599,675 | (同左) | 0.9926 | (同左) |
| 第27期(2012年9月18日) | 996,896,625 | (同左) | 0.9764 | (同左) |
| 第28期(2013年3月18日) | 1,125,855,462 | (同左) | 1.1230 | (同左) |
| 第29期(2013年9月17日) | 1,124,973,284 | (同左) | 1.1619 | (同左) |
| 第30期(2014年3月17日) | 1,145,014,289 | 1,146,407,307 | 1.2329 | 1.2344 |
| 第31期(2014年9月16日) | 1,192,576,920 | 1,193,976,349 | 1.2783 | 1.2798 |
| 第32期(2015年3月16日) | 1,220,311,396 | 1,221,671,326 | 1.3460 | 1.3475 |
| 第33期(2015年9月16日) | 1,200,050,865 | 1,201,398,932 | 1.3353 | 1.3368 |
| 第34期(2016年3月16日) | 1,169,270,766 | 1,170,623,918 | 1.2962 | 1.2977 |
| 第35期(2016年9月16日) | 1,097,987,033 | 1,099,335,172 | 1.2217 | 1.2232 |
| 第36期(2017年3月16日) | 1,138,530,012 | 1,139,890,546 | 1.2552 | 1.2567 |
| 第37期(2017年9月19日) | 1,183,596,380 | 1,184,952,200 | 1.3095 | 1.3110 |
| 第38期(2018年3月16日) | 1,139,527,750 | 1,140,884,185 | 1.2601 | 1.2616 |
| 第39期(2018年9月18日) | 1,156,940,610 | 1,158,309,032 | 1.2682 | 1.2697 |
| 第40期(2019年3月18日) | 1,184,518,643 | 1,185,906,175 | 1.2805 | 1.2820 |
| 第41期(2019年9月17日) | 1,162,720,774 | 1,164,068,718 | 1.2939 | 1.2954 |
| 2018年9月末現在 | 1,172,406,232 | — | 1.2793 | — |
| 2018年10月末現在 | 1,151,954,698 | — | 1.2588 | — |
| 2018年11月末現在 | 1,158,826,315 | — | 1.2675 | — |
| 2018年12月末現在 | 1,160,530,766 | — | 1.2614 | — |
| 2019年1月末現在 | 1,162,208,042 | — | 1.2561 | — |
| 2019年2月末現在 | 1,176,491,032 | — | 1.2705 | — |
| 2019年3月末現在 | 1,191,886,409 | — | 1.2837 | — |
| 2019年4月末現在 | 1,185,775,863 | — | 1.2802 | — |
| 2019年5月末現在 | 1,159,706,673 | — | 1.2709 | — |
| 2019年6月末現在 | 1,174,097,063 | — | 1.2876 | — |
| 2019年7月末現在 | 1,177,433,764 | — | 1.2908 | — |
| 2019年8月末現在 | 1,165,994,989 | — | 1.3001 | — |
| 2019年9月末現在 | 1,171,934,107 | — | 1.2983 | — |

②【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|------|--------------|
| 第22期 | — |
| 第23期 | — |
| 第24期 | — |
| 第25期 | — |
| 第26期 | — |
| 第27期 | — |
| 第28期 | — |
| 第29期 | — |
| 第30期 | 0.0015 |
| 第31期 | 0.0015 |
| 第32期 | 0.0015 |
| 第33期 | 0.0015 |
| 第34期 | 0.0015 |
| 第35期 | 0.0015 |
| 第36期 | 0.0015 |
| 第37期 | 0.0015 |
| 第38期 | 0.0015 |
| 第39期 | 0.0015 |
| 第40期 | 0.0015 |
| 第41期 | 0.0015 |

③【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第22期 | △2.3 |
| 第23期 | △1.9 |
| 第24期 | △3.2 |
| 第25期 | △1.4 |
| 第26期 | 5.7 |
| 第27期 | △1.6 |
| 第28期 | 15.0 |
| 第29期 | 3.5 |
| 第30期 | 6.2 |
| 第31期 | 3.8 |
| 第32期 | 5.4 |
| 第33期 | △0.7 |
| 第34期 | △2.8 |
| 第35期 | △5.6 |
| 第36期 | 2.9 |
| 第37期 | 4.4 |
| 第38期 | △3.7 |
| 第39期 | 0.8 |
| 第40期 | 1.1 |
| 第41期 | 1.2 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|------|-------------|-------------|---------------|
| 第22期 | 70,182,085 | 59,437,908 | 971,010,067 |
| 第23期 | 55,890,998 | 56,722,652 | 970,178,413 |
| 第24期 | 42,959,351 | 81,273,482 | 931,864,282 |
| 第25期 | 154,231,194 | 66,187,411 | 1,019,908,065 |
| 第26期 | 60,121,329 | 59,879,870 | 1,020,149,524 |
| 第27期 | 59,946,004 | 59,056,672 | 1,021,038,856 |
| 第28期 | 83,978,269 | 102,471,821 | 1,002,545,304 |
| 第29期 | 76,093,093 | 110,421,197 | 968,217,200 |
| 第30期 | 51,159,950 | 90,697,911 | 928,679,239 |
| 第31期 | 56,500,366 | 52,226,579 | 932,953,026 |
| 第32期 | 56,228,638 | 82,561,258 | 906,620,406 |
| 第33期 | 49,466,433 | 57,375,177 | 898,711,662 |
| 第34期 | 37,063,083 | 33,672,954 | 902,101,791 |
| 第35期 | 40,608,011 | 43,950,340 | 898,759,462 |
| 第36期 | 42,308,945 | 34,045,460 | 907,022,947 |
| 第37期 | 39,913,249 | 43,055,781 | 903,880,415 |
| 第38期 | 43,844,260 | 43,434,207 | 904,290,468 |
| 第39期 | 42,034,678 | 34,043,259 | 912,281,887 |
| 第40期 | 43,040,842 | 30,300,916 | 925,021,813 |
| 第41期 | 39,210,643 | 65,602,503 | 898,629,953 |

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 168,761,383 | 100.05 |
| 内 日本 | 168,761,383 | 100.05 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | △83,292 | △0.05 |
| 純資産総額 | 168,678,091 | 100.00 |

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----|---------------------------|------|-----------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| 1 | ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり) | 日本 | 親投資信託受益証券 | 104,379,876 | 1.6020 | 167,218,138 | 1.6168 | 168,761,383 | 100.05 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2019年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|-------------|-------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第22期(2010年3月16日) | 346,037,827 | (同左) | 0.9730 | (同左) |
| 第23期(2010年9月16日) | 339,424,806 | (同左) | 1.0041 | (同左) |
| 第24期(2011年3月16日) | 303,416,761 | (同左) | 0.9796 | (同左) |
| 第25期(2011年9月16日) | 274,440,324 | (同左) | 1.0011 | (同左) |
| 第26期(2012年3月16日) | 256,570,635 | (同左) | 1.0123 | (同左) |
| 第27期(2012年9月18日) | 255,968,809 | (同左) | 1.0316 | (同左) |
| 第28期(2013年3月18日) | 255,047,471 | (同左) | 1.0475 | (同左) |
| 第29期(2013年9月17日) | 216,041,649 | (同左) | 1.0376 | (同左) |
| 第30期(2014年3月17日) | 207,947,929 | 208,240,781 | 1.0651 | 1.0666 |
| 第31期(2014年9月16日) | 202,361,809 | 202,641,281 | 1.0861 | 1.0876 |
| 第32期(2015年3月16日) | 216,896,040 | 217,183,996 | 1.1298 | 1.1313 |
| 第33期(2015年9月16日) | 203,070,426 | 203,347,230 | 1.1004 | 1.1019 |
| 第34期(2016年3月16日) | 181,628,827 | 181,870,364 | 1.1280 | 1.1295 |
| 第35期(2016年9月16日) | 198,357,791 | 198,617,447 | 1.1459 | 1.1474 |
| 第36期(2017年3月16日) | 191,636,162 | 191,897,399 | 1.1004 | 1.1019 |
| 第37期(2017年9月19日) | 188,218,073 | 188,472,984 | 1.1075 | 1.1090 |
| 第38期(2018年3月16日) | 173,263,874 | 173,501,803 | 1.0923 | 1.0938 |
| 第39期(2018年9月18日) | 166,732,892 | 166,965,349 | 1.0759 | 1.0774 |
| 第40期(2019年3月18日) | 167,593,022 | 167,823,349 | 1.0914 | 1.0929 |
| 第41期(2019年9月17日) | 169,648,424 | 169,872,365 | 1.1363 | 1.1378 |
| 2018年9月末現在 | 166,497,885 | — | 1.0727 | — |
| 2018年10月末現在 | 164,976,270 | — | 1.0687 | — |
| 2018年11月末現在 | 166,150,564 | — | 1.0709 | — |
| 2018年12月末現在 | 165,452,981 | — | 1.0835 | — |
| 2019年1月末現在 | 166,906,436 | — | 1.0881 | — |
| 2019年2月末現在 | 167,083,933 | — | 1.0871 | — |
| 2019年3月末現在 | 169,646,647 | — | 1.1026 | — |
| 2019年4月末現在 | 166,045,739 | — | 1.0962 | — |
| 2019年5月末現在 | 166,850,090 | — | 1.1082 | — |
| 2019年6月末現在 | 175,489,868 | — | 1.1257 | — |
| 2019年7月末現在 | 169,826,418 | — | 1.1291 | — |
| 2019年8月末現在 | 173,002,886 | — | 1.1595 | — |
| 2019年9月末現在 | 168,678,091 | — | 1.1463 | — |

② 分配の推移

| | 1口当たりの分配金(円) |
|------|--------------|
| 第22期 | — |
| 第23期 | — |
| 第24期 | — |
| 第25期 | — |
| 第26期 | — |
| 第27期 | — |
| 第28期 | — |
| 第29期 | — |
| 第30期 | 0.0015 |
| 第31期 | 0.0015 |
| 第32期 | 0.0015 |
| 第33期 | 0.0015 |
| 第34期 | 0.0015 |
| 第35期 | 0.0015 |
| 第36期 | 0.0015 |
| 第37期 | 0.0015 |
| 第38期 | 0.0015 |
| 第39期 | 0.0015 |
| 第40期 | 0.0015 |
| 第41期 | 0.0015 |

③ 収益率の推移

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第22期 | 0.7 |
| 第23期 | 3.2 |
| 第24期 | △2.4 |
| 第25期 | 2.2 |
| 第26期 | 1.1 |
| 第27期 | 1.9 |
| 第28期 | 1.5 |
| 第29期 | △0.9 |
| 第30期 | 2.8 |
| 第31期 | 2.1 |
| 第32期 | 4.2 |
| 第33期 | △2.5 |
| 第34期 | 2.6 |
| 第35期 | 1.7 |
| 第36期 | △3.8 |
| 第37期 | 0.8 |
| 第38期 | △1.2 |
| 第39期 | △1.4 |
| 第40期 | 1.6 |
| 第41期 | 4.3 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|------|------------|------------|-------------|
| 第22期 | 11,634,329 | 31,422,505 | 355,628,215 |
| 第23期 | 25,999,454 | 43,590,913 | 338,036,756 |
| 第24期 | 17,891,534 | 46,199,228 | 309,729,062 |
| 第25期 | 7,482,233 | 43,076,340 | 274,134,955 |
| 第26期 | 20,336,650 | 41,023,336 | 253,448,269 |
| 第27期 | 14,327,549 | 19,641,229 | 248,134,589 |
| 第28期 | 49,426,212 | 54,089,521 | 243,471,280 |
| 第29期 | 32,381,696 | 67,647,130 | 208,205,846 |
| 第30期 | 20,646,755 | 33,617,628 | 195,234,973 |
| 第31期 | 11,904,380 | 20,824,135 | 186,315,218 |
| 第32期 | 50,312,508 | 44,656,434 | 191,971,292 |
| 第33期 | 29,675,235 | 37,110,018 | 184,536,509 |
| 第34期 | 10,722,565 | 34,234,129 | 161,024,945 |
| 第35期 | 20,933,602 | 8,854,493 | 173,104,054 |
| 第36期 | 40,182,040 | 39,127,856 | 174,158,238 |
| 第37期 | 7,789,996 | 12,006,951 | 169,941,283 |
| 第38期 | 4,957,433 | 16,278,759 | 158,619,957 |
| 第39期 | 9,217,975 | 12,866,112 | 154,971,820 |
| 第40期 | 7,217,048 | 8,637,253 | 153,551,615 |
| 第41期 | 9,777,789 | 14,034,971 | 149,294,433 |

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 国債証券 | 3,576,091,282 | 72.29 |
| 内 日本 | 1,444,857,234 | 29.21 |
| 内 イタリア | 443,872,028 | 8.97 |
| 内 フランス | 336,052,174 | 6.79 |
| 内 ドイツ | 307,951,191 | 6.23 |
| 内 スペイン | 233,842,492 | 4.73 |
| 内 イギリス | 226,673,419 | 4.58 |
| 内 アメリカ | 119,976,319 | 2.43 |
| 内 ベルギー | 97,717,608 | 1.98 |
| 内 オランダ | 79,113,316 | 1.60 |
| 内 オーストリア | 63,800,267 | 1.29 |
| 内 カナダ | 57,158,437 | 1.16 |
| 内 メキシコ | 39,375,935 | 0.80 |
| 内 フィンランド | 25,914,190 | 0.52 |
| 内 南アフリカ | 23,183,792 | 0.47 |
| 内 ポーランド | 21,819,637 | 0.44 |
| 内 デンマーク | 15,316,505 | 0.31 |
| 内 スウェーデン | 13,860,908 | 0.28 |
| 内 シンガポール | 10,763,608 | 0.22 |
| 内 ノルウェー | 7,610,868 | 0.15 |
| 内 オーストラリア | 7,231,354 | 0.15 |
| 特殊債券 | 261,871,696 | 5.29 |
| 内 アメリカ | 261,871,696 | 5.29 |
| 社債券 | 1,088,478,400 | 22.00 |
| 内 アメリカ | 832,497,368 | 16.83 |
| 内 オランダ | 96,822,511 | 1.96 |
| 内 フランス | 39,988,842 | 0.81 |
| 内 日本 | 31,110,181 | 0.63 |
| 内 ドイツ | 28,510,990 | 0.58 |
| 内 アイルランド | 22,503,851 | 0.45 |
| 内 オーストラリア | 16,450,475 | 0.33 |
| 内 カナダ | 12,016,777 | 0.24 |
| 内 イギリス | 8,577,405 | 0.17 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 20,548,761 | 0.42 |
| 純資産総額 | 4,946,990,139 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|---|------|------------|----------|------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| 1 | 13020年国債 | 日本 | 2031/9/20 | 1.800000 | 国債証券 | 255,500,000 | 121.30 | 309,929,165 | 123.01 | 314,310,990 | 6.35 |
| 2 | 9920年国債 | 日本 | 2027/12/20 | 2.100000 | 国債証券 | 185,900,000 | 119.43 | 222,037,101 | 120.37 | 223,778,984 | 4.52 |
| 3 | 33910年国債 | 日本 | 2025/6/20 | 0.400000 | 国債証券 | 168,600,000 | 103.63 | 174,720,180 | 104.43 | 176,079,096 | 3.56 |
| 4 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01 | イタリア | 2026/12/1 | 1.250000 | 国債証券 | 120,262,380 | 94.41 | 113,549,333 | 105.28 | 126,622,816 | 2.56 |
| 5 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/03/25 | フランス | 2024/3/25 | — | 国債証券 | 85,154,734 | 100.75 | 85,799,355 | 102.87 | 87,602,933 | 1.77 |
| 6 | 5430年国債 | 日本 | 2047/3/20 | 0.800000 | 国債証券 | 69,700,000 | 106.58 | 74,288,720 | 112.40 | 78,344,194 | 1.58 |
| 7 | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30 | スペイン | 2028/4/30 | 1.400000 | 国債証券 | 63,140,700 | 103.26 | 65,205,400 | 111.56 | 70,440,143 | 1.42 |
| 8 | 4012年国債 | 日本 | 2021/6/1 | 0.100000 | 国債証券 | 68,900,000 | 100.61 | 69,320,290 | 100.69 | 69,378,166 | 1.40 |
| 9 | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | イギリス | 2042/12/7 | 4.500000 | 国債証券 | 39,674,310 | 154.21 | 61,185,324 | 174.32 | 69,161,017 | 1.40 |
| 10 | 4032年国債 | 日本 | 2021/8/1 | 0.100000 | 国債証券 | 67,950,000 | 100.77 | 68,476,221 | 100.77 | 68,475,933 | 1.38 |
| 11 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01 | イタリア | 2026/6/1 | 1.600000 | 国債証券 | 63,494,760 | 97.26 | 61,758,178 | 107.58 | 68,311,472 | 1.38 |
| 12 | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31 | スペイン | 2022/1/31 | 5.850000 | 国債証券 | 56,177,520 | 117.17 | 65,824,885 | 114.86 | 64,530,667 | 1.30 |
| 13 | UMBS 30YR TBA (REG A) 4% 2019/11/13 | アメリカ | 2019/11/14 | 4.000000 | 特殊債券 | 60,974,800 | 103.68 | 63,221,053 | 103.79 | 63,288,744 | 1.28 |
| 14 | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22 | イギリス | 2044/1/22 | 3.250000 | 国債証券 | 41,266,590 | 130.14 | 53,708,466 | 149.46 | 61,680,098 | 1.25 |
| 15 | UMBS 30YR TBA (REG A) 3% 2019/10/10 | アメリカ | 2019/10/11 | 3.000000 | 特殊債券 | 60,327,280 | 101.70 | 61,354,729 | 101.39 | 61,166,205 | 1.24 |
| 16 | 3730年国債 | 日本 | 2042/9/20 | 1.900000 | 国債証券 | 44,050,000 | 131.52 | 57,935,340 | 136.73 | 60,230,886 | 1.22 |
| 17 | 35210年国債 | 日本 | 2028/9/20 | 0.100000 | 国債証券 | 55,050,000 | 101.48 | 55,864,855 | 103.54 | 57,000,421 | 1.15 |
| 18 | 35410年国債 | 日本 | 2029/3/20 | 0.100000 | 国債証券 | 54,400,000 | 102.55 | 55,787,823 | 103.34 | 56,218,591 | 1.14 |
| 19 | UNITED STATES TREASURY BILL 2019/10/08 | アメリカ | 2019/10/8 | — | 国債証券 | 53,960,000 | 99.84 | 53,875,432 | 99.96 | 53,938,845 | 1.09 |
| 20 | 2730年国債 | 日本 | 2037/9/20 | 2.500000 | 国債証券 | 37,700,000 | 138.57 | 52,243,906 | 141.86 | 53,483,105 | 1.08 |
| 21 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2028/08/15 | ドイツ | 2028/8/15 | 0.250000 | 国債証券 | 47,089,980 | 102.01 | 48,039,784 | 108.10 | 50,906,716 | 1.03 |
| 22 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15 | ドイツ | 2046/8/15 | 2.500000 | 国債証券 | 29,150,940 | 144.46 | 42,113,779 | 172.70 | 50,345,422 | 1.02 |
| 23 | UNITED STATES TREASURY BILL 2019/11/26 | アメリカ | 2019/11/26 | — | 国債証券 | 48,564,000 | 99.72 | 48,429,706 | 99.71 | 48,424,912 | 0.98 |
| 24 | 34610年国債 | 日本 | 2027/3/20 | 0.100000 | 国債証券 | 45,300,000 | 101.98 | 46,198,752 | 103.52 | 46,898,636 | 0.95 |
| 25 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4 | ドイツ | 2039/7/4 | 4.250000 | 国債証券 | 23,249,940 | 171.34 | 39,838,307 | 193.27 | 44,935,391 | 0.91 |
| 26 | UMBS 30YR TBA (REG A) 3.5% 2019/11/13 | アメリカ | 2019/11/14 | 3.500000 | 特殊債券 | 43,168,000 | 102.44 | 44,221,906 | 102.51 | 44,255,630 | 0.89 |
| 27 | 35110年国債 | 日本 | 2028/6/20 | 0.100000 | 国債証券 | 39,500,000 | 101.58 | 40,125,680 | 103.62 | 40,932,665 | 0.83 |
| 28 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0% 2026/08/15 | ドイツ | 2026/8/15 | — | 国債証券 | 37,766,400 | 101.25 | 38,238,480 | 105.22 | 39,740,525 | 0.80 |
| 29 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2022/04/01 | イタリア | 2022/4/1 | 1.200000 | 国債証券 | 37,766,400 | 100.90 | 38,108,185 | 103.33 | 39,025,531 | 0.79 |
| 30 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/05/25 | フランス | 2066/5/25 | 1.750000 | 国債証券 | 26,554,500 | 131.85 | 35,014,073 | 140.77 | 37,381,935 | 0.76 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 国債証券 | 72.29 |
| 特殊債券 | 5.29 |
| 社債券 | 22.00 |
| 合計 | 99.58 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額(円) | 評価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|------------|-------------|----------------------------|-------------------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 債券先物 取引 | アメリカ | シカゴ証券取引所 | US 2YR NOTE (CBT) DEC 19 | 買建 | 13 | 302,017,276 | 302,381,722 | 6.11 |
| | | | US ULTRA BOND(CBT) FUTURE DEC 19 | 買建 | 14 | 300,171,968 | 289,852,885 | 5.86 |
| | | | US 5YR NOTE (CBT) DEC 19 | 買建 | 21 | 270,950,485 | 270,134,714 | 5.46 |
| | | | US 10YR ULTRA FUTURE DEC 19 | 買建 | 4 | 60,973,187 | 61,487,420 | 1.24 |
| | | | US LONG BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 3 | 53,777,196 | 52,560,412 | 1.06 |
| | ユーロ | EUREX | EURO-SCHATZ FUTURE DEC19 | 買建 | 9 | 119,299,543 | 119,309,368 | 2.41 |
| | | | EURO-OAT FUTURE DEC19 | 買建 | 5 | 101,543,670 | 100,488,129 | 2.03 |
| | | | SHORT EURO-BTP FU DEC19 | 買建 | 4 | 53,114,074 | 53,179,812 | 1.07 |
| | イギリス | ロンドン国際 金融先物オペ ション取引所 | LONG GILT FUTURE DEC 19 | 買建 | 5 | 88,421,126 | 88,955,376 | 1.80 |
| | オースト ラリア | シドニー先物 取引所 | AUST 10YR BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 4 | 42,498,191 | 43,199,372 | 0.87 |
| | | | AUST 3YR BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 3 | 25,206,802 | 25,319,421 | 0.51 |
| | カナダ | モントリオール 取引所 | CAD 10YR BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 1 | 11,707,821 | 11,651,440 | 0.24 |
| | ユーロ | EUREX | EURO-BOBL FUTURE DEC19 | 売建 | 3 | 48,385,574 | 48,010,536 | △0.97 |
| | | | EURO-BTP FUTURE DEC19 | 売建 | 5 | 85,444,942 | 85,959,867 | △1.74 |
| | | | EURO-BUND FUTURE DEC19 | 売建 | 5 | 102,470,422 | 102,801,321 | △2.08 |
| | | | EURO-BUXL 30Y BND DEC19 | 売建 | 6 | 156,732,403 | 154,455,134 | △3.12 |
| | アメリカ | シカゴ証券 取引所 | US 10YR NOTE FUTURE DEC 19 | 売建 | 4 | 56,040,946 | 56,287,027 | △1.14 |
| 日本 | 大阪取引所 | 長国 先 2019年12月 | 売建 | 4 | 620,818,612 | 620,080,000 | △12.53 | |
| 金利先物 取引 | アメリカ | シカゴ商品取引 所 | 90DAY EURO\$ FUTR DEC 20 | 買建 | 4 | 105,519,375 | 106,344,368 | 2.15 |
| | | シカゴ証券取引 所 | FED FUND 30DAY DEC19 | 売建 | 1 | 44,223,430 | 44,221,508 | △0.89 |
| | | シカゴ商品取引 所 | 90DAY EURO\$ FUTR MAR 21 | 売建 | 4 | 105,356,900 | 106,430,704 | △2.15 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 国債証券 | 4,842,384,854 | 73.77 |
| 内 日本 | 1,286,631,342 | 19.60 |
| 内 イタリア | 652,945,593 | 9.95 |
| 内 ドイツ | 646,954,465 | 9.86 |
| 内 フランス | 619,280,355 | 9.43 |
| 内 アメリカ | 353,680,503 | 5.39 |
| 内 スペイン | 331,114,565 | 5.04 |
| 内 イギリス | 322,536,636 | 4.91 |
| 内 ベルギー | 134,502,638 | 2.05 |
| 内 オランダ | 103,096,793 | 1.57 |
| 内 カナダ | 90,945,884 | 1.39 |
| 内 オーストリア | 89,549,618 | 1.36 |
| 内 メキシコ | 37,445,336 | 0.57 |
| 内 オーストラリア | 34,722,784 | 0.53 |
| 内 フィンランド | 29,580,711 | 0.45 |
| 内 南アフリカ | 27,819,423 | 0.42 |
| 内 ポーランド | 27,073,045 | 0.41 |
| 内 デンマーク | 19,864,966 | 0.30 |
| 内 シンガポール | 15,620,965 | 0.24 |
| 内 スウェーデン | 12,117,618 | 0.18 |
| 内 ノルウェー | 6,901,614 | 0.11 |
| 特殊債券 | 338,491,251 | 5.16 |
| 内 アメリカ | 338,491,251 | 5.16 |
| 社債券 | 1,237,761,950 | 18.86 |
| 内 アメリカ | 923,410,303 | 14.07 |
| 内 オランダ | 62,958,603 | 0.96 |
| 内 イギリス | 33,944,250 | 0.52 |
| 内 日本 | 33,900,913 | 0.52 |
| 内 スイス | 33,235,942 | 0.51 |
| 内 ガーンジー | 28,067,003 | 0.43 |
| 内 アイルランド | 26,404,176 | 0.40 |
| 内 フランス | 24,836,718 | 0.38 |
| 内 ルクセンブルグ | 23,988,629 | 0.37 |
| 内 ドイツ | 18,690,807 | 0.28 |
| 内 カナダ | 15,358,495 | 0.23 |
| 内 スウェーデン | 11,877,886 | 0.18 |
| 内 オーストラリア | 1,088,225 | 0.02 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 145,465,041 | 2.22 |
| 純資産総額 | 6,564,103,096 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|--|------|------------|----------|------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| 1 | 1 3 0 2 0 年国債 | 日本 | 2031/9/20 | 1.800000 | 国債証券 | 170,000,000 | 121.30 | 206,215,100 | 123.01 | 209,130,600 | 3.19 |
| 2 | UNITED STATES TREASURY BILL 2019/10/08 | アメリカ | 2019/10/8 | — | 国債証券 | 140,296,000 | 99.84 | 140,076,124 | 99.96 | 140,240,997 | 2.14 |
| 3 | 9 9 2 0 年国債 | 日本 | 2027/12/20 | 2.100000 | 国債証券 | 107,850,000 | 119.43 | 128,814,961 | 120.37 | 129,825,516 | 1.98 |
| 4 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25 | フランス | 2027/5/25 | 1.000000 | 国債証券 | 112,709,100 | 106.39 | 119,922,482 | 111.15 | 125,286,759 | 1.91 |
| 5 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01 | イタリア | 2026/12/1 | 1.250000 | 国債証券 | 105,037,800 | 94.41 | 99,174,590 | 105.28 | 110,593,037 | 1.68 |
| 6 | BUNDESobligation 0% 2023/10/13 | ドイツ | 2023/10/13 | — | 国債証券 | 102,677,400 | 101.81 | 104,538,941 | 103.33 | 106,102,718 | 1.62 |
| 7 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | フランス | 2041/4/25 | 4.500000 | 国債証券 | 48,978,300 | 164.08 | 80,368,492 | 190.16 | 93,140,465 | 1.42 |
| 8 | 5 4 3 0 年国債 | 日本 | 2047/3/20 | 0.800000 | 国債証券 | 82,400,000 | 106.58 | 87,825,092 | 112.40 | 92,619,248 | 1.41 |
| 9 | 3 1 8 1 0 年国債 | 日本 | 2021/9/20 | 1.000000 | 国債証券 | 89,250,000 | 102.94 | 91,880,838 | 102.61 | 91,584,780 | 1.40 |
| 10 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01 | イタリア | 2026/6/1 | 1.600000 | 国債証券 | 84,030,240 | 97.26 | 81,732,012 | 107.58 | 90,404,774 | 1.38 |
| 11 | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30 | スペイン | 2028/4/30 | 1.400000 | 国債証券 | 79,899,540 | 103.26 | 82,512,254 | 111.56 | 89,136,405 | 1.36 |
| 12 | UMBS 30YR TBA (REG A) 3% 2019/10/10 | アメリカ | 2019/10/11 | 3.000000 | 特殊債券 | 83,638,000 | 101.70 | 85,062,459 | 101.39 | 84,801,090 | 1.29 |
| 13 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/02/15 | ドイツ | 2024/2/15 | 1.750000 | 国債証券 | 74,942,700 | 110.54 | 82,846,157 | 111.33 | 83,440,452 | 1.27 |
| 14 | 7 9 2 0 年国債 | 日本 | 2025/6/20 | 2.000000 | 国債証券 | 71,000,000 | 113.72 | 80,744,040 | 113.67 | 80,711,380 | 1.23 |
| 15 | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22 | イギリス | 2044/1/22 | 3.250000 | 国債証券 | 51,085,650 | 130.14 | 66,487,973 | 149.46 | 76,356,392 | 1.16 |
| 16 | UMBS 30YR TBA (REG A) 4% 2019/11/13 | アメリカ | 2019/11/14 | 4.000000 | 特殊債券 | 71,766,800 | 103.68 | 74,414,802 | 103.79 | 74,490,291 | 1.13 |
| 17 | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | イギリス | 2042/12/7 | 4.500000 | 国債証券 | 37,683,960 | 154.21 | 58,115,826 | 174.32 | 65,691,400 | 1.00 |
| 18 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/05/25 | フランス | 2020/5/25 | — | 国債証券 | 64,911,000 | 100.63 | 65,320,588 | 100.38 | 65,159,479 | 0.99 |
| 19 | UNITED STATES TREASURY BILL 2019/11/26 | アメリカ | 2019/11/26 | — | 国債証券 | 64,752,000 | 99.72 | 64,572,942 | 99.71 | 64,566,550 | 0.98 |
| 20 | 3 3 8 1 0 年国債 | 日本 | 2025/3/20 | 0.400000 | 国債証券 | 61,500,000 | 103.48 | 63,645,735 | 104.23 | 64,105,755 | 0.98 |
| 21 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25 | フランス | 2023/5/25 | 1.750000 | 国債証券 | 57,239,700 | 108.55 | 62,139,418 | 109.05 | 62,420,121 | 0.95 |
| 22 | BUNDESobligation 0% 2022/04/08 | ドイツ | 2022/4/8 | — | 国債証券 | 60,190,200 | 101.59 | 61,149,631 | 102.02 | 61,408,931 | 0.94 |
| 23 | 3 7 3 0 年国債 | 日本 | 2042/9/20 | 1.900000 | 国債証券 | 42,550,000 | 131.52 | 55,964,313 | 136.73 | 58,179,891 | 0.89 |
| 24 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.7% 2020/05/01 | イタリア | 2020/5/1 | 0.700000 | 国債証券 | 55,469,400 | 100.66 | 55,837,716 | 100.52 | 55,760,680 | 0.85 |
| 25 | 2 7 3 0 年国債 | 日本 | 2037/9/20 | 2.500000 | 国債証券 | 39,150,000 | 138.57 | 54,253,287 | 141.86 | 55,540,147 | 0.85 |
| 26 | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31 | スペイン | 2022/1/31 | 5.850000 | 国債証券 | 48,270,180 | 117.17 | 56,559,618 | 114.86 | 55,447,568 | 0.84 |
| 27 | UMBS 30YR TBA (REG A) 3.5% 2019/11/13 | アメリカ | 2019/11/14 | 3.500000 | 特殊債券 | 53,960,000 | 102.45 | 55,285,182 | 102.51 | 55,319,538 | 0.84 |
| 28 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3% 2022/04/25 | フランス | 2022/4/25 | 3.000000 | 国債証券 | 41,307,000 | 110.58 | 45,679,345 | 109.65 | 45,293,538 | 0.69 |
| 29 | 1 5 6 2 0 年国債 | 日本 | 2036/3/20 | 0.400000 | 国債証券 | 42,800,000 | 101.86 | 43,598,220 | 105.28 | 45,062,408 | 0.69 |
| 30 | CITIBANK NA 3.4% 2021/07/23 | アメリカ | 2021/7/23 | 3.400000 | 社債券 | 43,168,000 | 101.11 | 43,649,323 | 102.37 | 44,191,256 | 0.67 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 73.77 |
| 特殊債券 | 5.16 |
| 社債券 | 18.86 |
| 合計 | 97.78 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額(円) | 評価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|------------|-------------|----------------------------|-------------------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 債券先物 取引 | アメリカ | シカゴ証券取引所 | US 5YR NOTE (CBT) DEC 19 | 買建 | 33 | 426,103,213 | 424,497,409 | 6.47 |
| | | | US 2YR NOTE (CBT) DEC 19 | 買建 | 16 | 371,324,460 | 372,162,120 | 5.67 |
| | | | US ULTRA BOND(CBT) FUTURE DEC 19 | 買建 | 13 | 277,946,980 | 269,149,107 | 4.10 |
| | | | US 10YR ULTRA FUTURE DEC 19 | 買建 | 9 | 139,046,135 | 138,346,695 | 2.11 |
| | | | US LONG BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 4 | 71,702,928 | 70,080,550 | 1.07 |
| | イギリス | ロンドン国際 金融先物オブ ション取引所 | LONG GILT FUTURE DEC 19 | 買建 | 7 | 123,751,362 | 124,537,526 | 1.90 |
| | オースト ラリア | シドニー先物 取引所 | AUST 10YR BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 4 | 42,489,625 | 43,199,372 | 0.66 |
| | | | AUST 3YR BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 5 | 42,011,337 | 42,199,035 | 0.64 |
| | ユーロ | EUREX | EURO-SCHATZ FUTURE DEC19 | 買建 | 2 | 26,512,189 | 26,513,193 | 0.40 |
| | カナダ | モントリオール 取引所 | CAD 10YR BOND FUTURE DEC 19 | 買建 | 1 | 11,708,636 | 11,651,440 | 0.18 |
| | ユーロ | EUREX | EURO-BTP FUTURE DEC19 | 売建 | 4 | 68,353,903 | 68,767,893 | △1.05 |
| | | | EURO-BUND FUTURE DEC19 | 売建 | 5 | 102,208,418 | 102,801,321 | △1.57 |
| | | | EURO-BUXL 30Y BND DEC19 | 売建 | 5 | 131,851,513 | 128,712,612 | △1.96 |
| | | | EURO-BOBL FUTURE DEC19 | 売建 | 16 | 258,058,972 | 256,056,192 | △3.90 |
| | アメリカ | シカゴ証券 取引所 | US 10YR NOTE FUTURE DEC 19 | 売建 | 10 | 139,579,277 | 140,717,567 | △2.14 |
| 日本 | 大阪取引所 | 長国 先 2019年12月 | 売建 | 1 | 155,204,653 | 155,020,000 | △2.36 | |
| 金利先物 取引 | アメリカ | シカゴ商品 取引所 | 90DAY EURO\$ FUTR DEC 20 | 買建 | 5 | 131,899,219 | 132,930,460 | 2.03 |
| | | シカゴ証券取引 所 | FED FUND 30DAY DEC19 | 売建 | 1 | 44,223,430 | 44,221,508 | △0.67 |
| | | シカゴ商品取引 所 | 90DAY EURO\$ FUTR MAR 21 | 売建 | 5 | 131,696,125 | 133,038,380 | △2.03 |

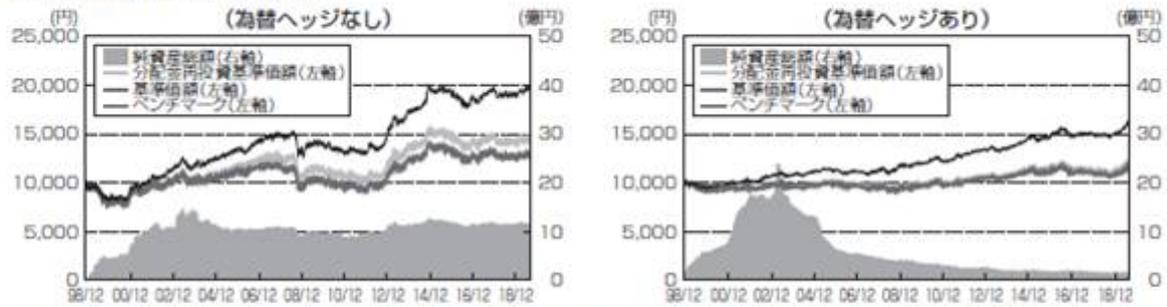
(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

運用実績 (2019年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと算出しています。
 ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

| | 第37期 2017年9月 | 第38期 2018年3月 | 第39期 2018年9月 | 第40期 2019年3月 | 第41期 2019年9月 | 設定来累計 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| (為替ヘッジなし) | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 1,290円 |
| (為替ヘッジあり) | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 15円 | 360円 |

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

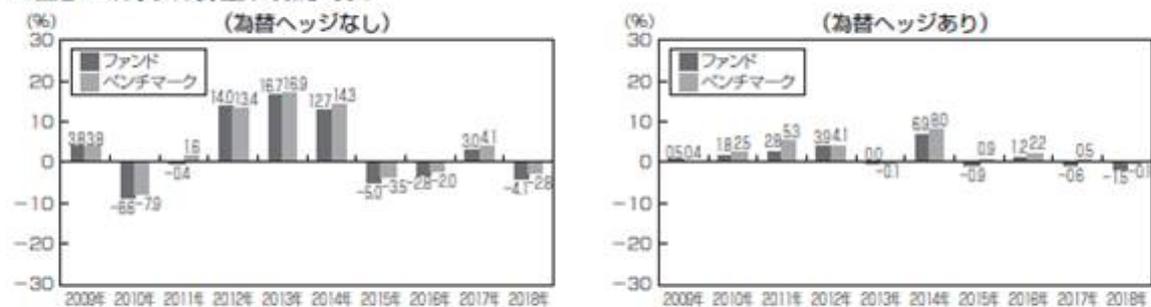
組入上位10銘柄 (%)

| (為替ヘッジなし) | | | | | (為替ヘッジあり) | | | | |
|-----------|---|----|------|-----|-----------|---|----|------|-----|
| 順位 | 銘柄名 | 種別 | 国名 | 比率 | 順位 | 銘柄名 | 種別 | 国名 | 比率 |
| 1 | 130 20年国債 | 国債 | 日本 | 6.4 | 1 | 130 20年国債 | 国債 | 日本 | 3.2 |
| 2 | 99 20年国債 | 国債 | 日本 | 4.5 | 2 | UNITED STATES TREASURY BILL 2019/10/08 | 国債 | アメリカ | 2.1 |
| 3 | 339 10年国債 | 国債 | 日本 | 3.6 | 3 | 99 20年国債 | 国債 | 日本 | 2.0 |
| 4 | ITALY BUON POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01 | 国債 | イタリア | 2.6 | 4 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25 | 国債 | フランス | 1.9 |
| 5 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/03/25 | 国債 | フランス | 1.8 | 5 | ITALY BUON POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01 | 国債 | イタリア | 1.7 |
| 6 | 54 30年国債 | 国債 | 日本 | 1.6 | 6 | BUUNDES OBLIGATION 0% 2023/10/13 | 国債 | ドイツ | 1.6 |
| 7 | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30 | 国債 | スペイン | 1.4 | 7 | FRENCH GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | 国債 | フランス | 1.4 |
| 8 | 401 2年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 | 8 | 54 30年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 |
| 9 | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | 国債 | イギリス | 1.4 | 9 | 318 10年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 |
| 10 | 403 2年国債 | 国債 | 日本 | 1.4 | 10 | ITALY BUON POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01 | 国債 | イタリア | 1.4 |

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しています。
 ※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と分配金が税引き後無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込方法があります。

〈累積投資コース〉を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約*を締結します。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社でお受けいたします。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、午後3時まで、申込が行なわれ、かつ当該購入の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入受付分とします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※ 確定拠出年金制度において購入する場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

| 申込コース | | 購入単位 |
|---------|---------|---|
| 一般コース | | 1万口以上1万口単位 |
| 累積投資コース | | 1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込、収益分配金再投資によるお申込は1円単位 |
| スイッチング | 一般コース | ① 1口以上1口単位 ② 1万口以上1万口単位 |
| | 累積投資コース | ① 1円以上1円単位 ② 1万円以上1円単位 |

※ 販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行なうコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、上記金額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

② 以下の場合には、無手数料とします。

a. スwitchingによる購入の場合

b. 〈累積投資コース〉を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

c. 確定拠出年金制度において購入する場合

(8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 受付時間

換金の受付については、午後3時までに、換金の申込が行なわれかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

※ 販売会社は、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行なう場合の受付時間については前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

(4) 換金単位

| 申込コース | 換金単位 |
|---------|--------------|
| 一般コース | 1万口単位または1口単位 |
| 累積投資コース | 1口単位または1円単位 |

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行なった場合を除きます。

換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金の受付には制限があります。

(7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記へ問い合わせることにより知ることができます。また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ワ債へ無」、「ワ債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. およびb. のファンドの償還を行いません。
- f. 委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. d. ～ f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. b. の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. c. の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～e. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書等の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

④ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行いません。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資コースの場合、「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期計算期間（2019年3月19日から2019年9月17日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」及び「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

独立監査人の監査報告書

2019年11月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

辻村和之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の2019年3月19日から2019年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の2019年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 1,193,848,151 | 1,172,179,673 |
| 未収入金 | 174,529 | 374,308 |
| 流動資産合計 | 1,194,022,680 | 1,172,553,981 |
| 資産合計 | 1,194,022,680 | 1,172,553,981 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,387,532 | 1,347,944 |
| 未払解約金 | 174,529 | 374,308 |
| 未払受託者報酬 | 310,185 | 316,784 |
| 未払委託者報酬 | 7,631,791 | 7,794,171 |
| 流動負債合計 | 9,504,037 | 9,833,207 |
| 負債合計 | 9,504,037 | 9,833,207 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 925,021,813 | 898,629,953 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 259,496,830 | 264,090,821 |
| (分配準備積立金) | 204,321,744 | 195,437,692 |
| 元本等合計 | 1,184,518,643 | 1,162,720,774 |
| 純資産合計 | 1,184,518,643 | 1,162,720,774 |
| 負債純資産合計 | 1,194,022,680 | 1,172,553,981 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第40期 (自 2018年9月19日 至 2019年3月18日) | 第41期 (自 2019年3月19日 至 2019年9月17日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 20,915,398 | 21,283,700 |
| 営業収益合計 | 20,915,398 | 21,283,700 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 310,185 | 316,784 |
| 委託者報酬 | 7,631,791 | 7,794,171 |
| 営業費用合計 | 7,941,976 | 8,110,955 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 12,973,422 | 13,172,745 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 12,973,422 | 13,172,745 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 12,973,422 | 13,172,745 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | △88,050 | △17,530 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 244,658,723 | 259,496,830 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 11,288,798 | 11,154,991 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 11,288,798 | 11,154,991 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 8,124,631 | 18,403,331 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 8,124,631 | 18,403,331 |
| 分配金 | 1,387,532 | 1,347,944 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 259,496,830 | 264,090,821 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第41期計算期間は前計算期間末及び当計算期間末が休業日であったため、2019年3月19日から2019年9月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 925,021,813口 | 898,629,953口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.2805円 | 1.2939円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第40期 (自 2018年9月19日 至 2019年3月18日) | 第41期 (自 2019年3月19日 至 2019年9月17日) |
|--------------------------|--|--|
| 1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用 | 1,809,659円 | 1,853,223円 |
| 2 分配金の計算過程 | 第40期計算期末における、費用控除後の配当等収益(6,073,225円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(286,454,907円)、分配準備積立金(199,636,051円)により、分配対象収益は492,164,183円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,387,532円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。 | 第41期計算期末における、費用控除後の配当等収益(6,645,281円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(286,698,025円)、分配準備積立金(190,140,355円)により、分配対象収益は483,483,661円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,347,944円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

| 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|---|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 912,281,887円 | 925,021,813円 |
| 期中追加設定元本額 | 43,040,842円 | 39,210,643円 |
| 期中一部解約元本額 | 30,300,916円 | 65,602,503円 |

2 有価証券関係

第40期(2019年3月18日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 20,905,817 |
| 合計 | 20,905,817 |

第41期(2019年9月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 20,997,200 |
| 合計 | 20,997,200 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|-----------|-------------------------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジなし) | 630,984,375 | 1,172,179,673 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 630,984,375 | 1,172,179,673 | |
| 合計 | | 630,984,375 | 1,172,179,673 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2019年9月17日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2019年9月17日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 100,393,083 |
| 金銭信託 | 128,946,128 |
| 国債証券 | 3,534,999,152 |
| 特殊債券 | 254,639,481 |
| 社債券 | 1,079,980,203 |
| 派生商品評価勘定 | 37,739,361 |
| 未収入金 | 69,635,254 |
| 未収利息 | 21,465,270 |
| 前払費用 | 2,419,416 |
| 差入委託証拠金 | 46,676,124 |
| 流動資産合計 | 5,276,893,472 |
| 資産合計 | 5,276,893,472 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 39,241,735 |
| 未払金 | 267,335,994 |
| 未払解約金 | 28,136,510 |
| 流動負債合計 | 334,714,239 |
| 負債合計 | 334,714,239 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 2,660,381,093 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金(△) | 2,281,798,140 |
| 元本等合計 | 4,942,179,233 |
| 純資産合計 | 4,942,179,233 |
| 負債純資産合計 | 5,276,893,472 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2019年9月17日現在) |
|------------------|----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 2,660,381,093口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.8577円 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

| (2019年9月17日現在) | |
|----------------|--|
| 1 | 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 | 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 | 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 4 | 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (2019年9月17日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 2,782,998,248円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 75,564,206円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 198,181,361円 |
| 同計算期間末日の元本額※ | 2,660,381,093円 |
| ※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン (為替ヘッジなし) | 295,293,037円 |
| ブラックロック・ワールド債券ファンド (為替ヘッジなし) | 630,984,375円 |
| ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド | 118,649,288円 |
| ブラックロック世界バランス・ファンド | 42,054,100円 |
| JDFワールド・ボンド・ファンド (為替ヘッジなし) | 767,685,803円 |
| JDFワールド・ボンド・ファンドVA | 805,714,490円 |
| 合計 | 2,660,381,093円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (2019年9月17日現在) |
|------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 144,116,953 |
| 特殊債券 | 196,095 |
| 社債券 | 25,454,483 |
| 合計 | 169,767,531 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連・金利関連及び通貨関連

| 区分 | 種類 | (2019年9月17日現在) | | | |
|---------------|-------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 契約額等 (円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 日本円 | 620,820,000 | - | 615,800,000 | 5,020,000 |
| | アメリカドル | 70,586,700 | - | 69,822,813 | 763,887 |
| | ユーロ | 468,364,361 | - | 458,974,534 | 9,389,827 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 1,095,744,073 | - | 1,068,828,335 | △26,915,738 |
| | イギリスポンド | 53,472,644 | - | 53,186,478 | △286,166 |
| | オーストラリアドル | 68,976,755 | - | 68,771,637 | △205,118 |
| | カナダドル | 23,637,950 | - | 23,124,686 | △513,264 |
| | ユーロ | 182,950,324 | - | 181,184,817 | △1,765,507 |
| | 金利先物取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 149,062,090 | 104,862,236 | 150,735,149 | △1,673,059 |
| 買建 | | | | | |
| アメリカドル | 105,792,550 | 105,792,550 | 106,490,440 | 697,890 | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 南アフリカランド | 8,340,029 | - | 8,821,520 | △481,491 |
| | アメリカドル | 56,617,674 | - | 57,277,100 | △659,426 |
| | イギリスポンド | 8,388,457 | - | 8,517,380 | △128,923 |
| | カナダドル | 7,998,022 | - | 8,165,000 | △166,978 |
| | メキシコペソ | 3,631,652 | - | 3,846,150 | △214,498 |
| | ユーロ | 471,687,652 | - | 477,269,923 | △5,582,271 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 865,337,034 | - | 881,768,094 | 16,431,060 |
| | イギリスポンド | 1,291,509 | - | 1,342,800 | 51,291 |
| | オーストラリアドル | 67,299,706 | - | 69,768,776 | 2,469,070 |
| | カナダドル | 24,430,804 | - | 24,984,900 | 554,096 |
| | シンガポールドル | 22,920,591 | - | 23,577,000 | 656,409 |
| | スウェーデンクローナ | 741,642 | - | 761,600 | 19,958 |
| | デンマーククローネ | 6,658,733 | - | 6,730,900 | 72,167 |
| | ノルウェークローネ | 1,520,704 | - | 1,569,100 | 48,396 |
| | ポーランドズロチ | 1,071,572 | - | 1,099,200 | 27,628 |
| | ユーロ | 165,893,614 | - | 166,782,000 | 888,386 |
| | 合計 | | 4,553,236,842 | 210,654,786 | 4,539,200,332 |

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引及び金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | |
|------|------------|--------------|--|---------------|-------------------------------|
| 国債証券 | 日本円 | 1 1 4 0年国債 | 3,150,000 | 3,618,657 | |
| | | 1 1 0 2 0年国債 | 23,150,000 | 28,197,626 | |
| | | 1 3 0 2 0年国債 | 255,500,000 | 312,967,060 | |
| | | 1 5 8 2 0年国債 | 15,000,000 | 15,949,800 | |
| | | 1 6 0 2 0年国債 | 20,000,000 | 21,913,200 | |
| | | 1 6 1 2 0年国債 | 8,200,000 | 8,845,750 | |
| | | 1 6 3 2 0年国債 | 8,000,000 | 8,616,640 | |
| | | 1 6 5 2 0年国債 | 2,500,000 | 2,642,725 | |
| | | 1 6 8 2 0年国債 | 4,000,000 | 4,146,240 | |
| | | 2 4 0年国債 | 250,000 | 379,250 | |
| | | 2 7 3 0年国債 | 37,700,000 | 53,325,896 | |
| | | 3 2 3 0年国債 | 8,550,000 | 12,109,878 | |
| | | 3 3 9 1 0年国債 | 179,400,000 | 186,423,510 | |
| | | 3 4 6 1 0年国債 | 45,300,000 | 46,565,228 | |
| | | 3 4 7 1 0年国債 | 4,400,000 | 4,525,312 | |
| | | 3 4 8 1 0年国債 | 2,000,000 | 2,058,020 | |
| | | 3 5 0 1 0年国債 | 17,300,000 | 17,794,953 | |
| | | 3 5 1 1 0年国債 | 39,500,000 | 40,609,950 | |
| | | 3 5 2 1 0年国債 | 55,050,000 | 56,564,425 | |
| | | 3 5 4 1 0年国債 | 54,400,000 | 55,818,207 | |
| | | 3 5 5 1 0年国債 | 1,500,000 | 1,537,875 | |
| | | 3 7 3 0年国債 | 44,050,000 | 60,188,598 | |
| | | 4 0 1 2 年国債 | 68,900,000 | 69,299,620 | |
| | | 4 0 2 2 年国債 | 15,500,000 | 15,595,790 | |
| | | 4 0 3 2 年国債 | 28,350,000 | 28,533,424 | |
| | | 5 4 3 0年国債 | 69,700,000 | 78,453,622 | |
| | | 5 6 3 0年国債 | 2,600,000 | 2,928,276 | |
| | | 5 7 3 0年国債 | 2,400,000 | 2,701,992 | |
| | | 5 8 3 0年国債 | 4,800,000 | 5,401,776 | |
| | | 5 9 3 0年国債 | 8,200,000 | 9,008,602 | |
| | | 6 1 3 0年国債 | 4,850,000 | 5,321,614 | |
| | | 6 2 3 0年国債 | 1,050,000 | 1,093,575 | |
| | | 6 3 3 0年国債 | 16,000,000 | 16,215,517 | |
| | 9 9 2 0年国債 | 185,900,000 | 222,345,695 | | |
| | | 日本円 小計 | | 1,237,150,000 | 1,401,698,303 |
| | | 南アフリカ ランド | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 10.5% 2026/12/21 | 1,310,000.000 | 1,470,082.000 |
| | | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.25% 2036/3/31 | 995,000.000 | 727,832.180 |
| | | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.5% 2041/2/28 | 1,322,834.000 | 937,175.170 |
| | | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.75% 2048/2/28 | 160,000.000 | 143,156.930 |
| | | 南アフリカランド 小計 | | 3,787,834.000 | 3,278,246.280 (24,193,458) |
| | | アメリカド ル | UNITED STATES TREASURY BILL 0% 2019/9/24 | 500,000.000 | 499,798.830 |
| | | | UNITED STATES TREASURY BILL 0% 2019/10/8 | 500,000.000 | 499,405.730 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 |
|----|------------|--|---------------|--------------------------------|
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2024/2/29 | 50,000.000 | 51,402.340 |
| | | US TREASURY N/B 1.625% 2029/8/15 | 25,000.000 | 24,506.830 |
| | | US TREASURY N/B 6.25% 2030/5/15 | 60,000.000 | 85,455.460 |
| | アメリカドル | 小計 | 1,135,000.000 | 1,160,569.190 (125,573,586) |
| | イギリスポンド | TSY 4.75% 2038/12/7 | 27,000.000 | 44,679.250 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | 299,000.000 | 507,026.260 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2021/9/7 | 130,000.000 | 138,269.240 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22 | 311,000.000 | 450,756.300 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2057/7/22 | 35,000.000 | 42,418.460 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1% 2024/4/22 | 200,000.000 | 204,702.000 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2049/1/22 | 20,000.000 | 23,058.960 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2028/10/22 | 77,000.000 | 83,882.720 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2054/10/22 | 50,000.000 | 57,547.000 |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22 | 75,000.000 | 114,099.000 |
| | イギリスポンド | 小計 | 1,224,000.000 | 1,666,439.190 (223,886,105) |
| | オーストラリアドル | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21 | 75,000.000 | 95,158.500 |
| | オーストラリアドル | 小計 | 75,000.000 | 95,158.500 (7,065,519) |
| | カナダドル | CANADIAN GOVERNMENT 5% 2037/6/1 | 60,000.000 | 90,828.000 |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2021/8/1 | 240,000.000 | 239,460.000 |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2024/9/1 | 220,000.000 | 220,088.000 |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/6/1 | 20,000.000 | 19,502.600 |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1 | 100,000.000 | 124,850.000 |
| | カナダドル | 小計 | 640,000.000 | 694,728.600 (56,780,168) |
| | シンガポールドル | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1 | 90,000.000 | 92,205.000 |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1 | 40,000.000 | 44,909.200 |
| | シンガポールドル | 小計 | 130,000.000 | 137,114.200 (10,786,774) |
| | スウェーデンクローナ | SWEDEN GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/13 | 580,000.000 | 629,377.720 |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12 | 570,000.000 | 619,305.000 |
| | スウェーデンクローナ | 小計 | 1,150,000.000 | 1,248,682.720 (13,985,246) |
| | デンマーククローネ | DENMARK - BULLET 4.5% 2039/11/15 | 480,000.000 | 947,501.950 |
| | デンマーククローネ | 小計 | 480,000.000 | 947,501.950 (15,112,656) |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 |
|-----|---------------|--|---------------|-------------------------------|
| | ノルウェー クローネ | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/2/19 | 630,000.000 | 636,656.830 |
| | ノルウェークローネ 小計 | | 630,000.000 | 636,656.830 (7,690,815) |
| | ポーランド ズロチ | POLAND GOVERNMENT BOND 4% 2023/10/25 | 85,000.000 | 92,328.700 |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/4/25 | 450,000.000 | 456,600.490 |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25 | 250,000.000 | 257,675.000 |
| | ポーランドズロチ 小計 | | 785,000.000 | 806,604.190 (22,189,681) |
| | メキシコペ ソ | MEXICAN BONOS 8% 2023/12/7 | 2,000,000.000 | 2,072,360.000 |
| | | MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20 | 500,000.000 | 619,375.000 |
| | | MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3 | 2,100,000.000 | 2,138,136.000 |
| | | MEXICANBONOS 8% 2020/6/11 | 1,800,000.000 | 1,809,468.000 |
| | | MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18 | 400,000.000 | 437,340.000 |
| | メキシコペソ 小計 | | 6,800,000.000 | 7,076,679.000 (39,417,102) |
| | ユーロ | AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.65% 2022/4/20 | 100,000.000 | 111,246.000 |
| | | AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20 | 139,000.000 | 150,649.030 |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28 | 10,000.000 | 17,676.040 |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/6/22 | 210,000.000 | 233,075.640 |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22 | 55,000.000 | 78,022.780 |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22 | 245,000.000 | 268,226.490 |
| | | BELGIUM KINGDOM 4% 2022/3/28 | 20,000.000 | 22,382.440 |
| | | BUNDESobligation 0% 2024/4/5 | 241,000.000 | 249,293.770 |
| | | BUNDESobligation 0% 2024/10/18 | 30,000.000 | 31,128.210 |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4 | 35,000.000 | 61,181.750 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4 | 197,000.000 | 371,870.990 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4 | 38,000.000 | 77,273.070 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0% 2026/8/15 | 320,000.000 | 335,343.360 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2027/8/15 | 67,000.000 | 73,099.010 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/8/15 | 153,000.000 | 205,463.700 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15 | 247,000.000 | 411,392.330 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 |
|----|----|--|-------------|-------------|
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2028/8/15 | 399,000.000 | 428,289.790 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.5% 2028/2/15 | 285,000.000 | 311,889.750 |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2029/2/15 | 9,000.000 | 9,665.910 |
| | | BUONI POLIENNALI DEL 5% 2034/8/1 | 158,000.000 | 235,555.880 |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4 | 20,000.000 | 30,866.960 |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/9/15 | 18,000.000 | 19,316.880 |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 2% 2024/4/15 | 150,000.000 | 168,143.100 |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | 147,000.000 | 272,763.200 |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/5/25 | 95,000.000 | 110,649.730 |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/5/25 | 270,000.000 | 271,131.840 |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0% 2021/5/25 | 130,000.000 | 131,514.500 |
| | | FRANCE O. A. T. 4.75% 2035/4/25 | 150,000.000 | 256,708.800 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2021/2/25 | 200,000.000 | 201,948.400 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/5/25 | 225,000.000 | 299,254.500 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25 | 42,000.000 | 45,890.200 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2023/3/25 | 35,000.000 | 35,843.640 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/5/25 | 20,000.000 | 21,838.000 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/3/25 | 721,528.000 | 741,258.900 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/3/25 | 40,000.000 | 41,123.600 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2029/5/25 | 40,000.000 | 42,743.600 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/5/25 | 141,000.000 | 172,506.450 |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/5/25 | 146,000.000 | 161,581.410 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1 | 63,000.000 | 98,891.100 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/8/1 | 20,000.000 | 22,173.000 |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 |
|-----|----|--|---------------|---------------|
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/9/1 | 135,000.000 | 152,118.000 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/6/1 | 538,000.000 | 577,441.850 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/1 | 1,019,000.000 | 1,070,551.210 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/1 | 100,000.000 | 103,134.400 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2022/4/1 | 320,000.000 | 330,631.680 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2% 2028/2/1 | 82,000.000 | 90,975.720 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2028/12/1 | 15,000.000 | 17,713.500 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2023/10/1 | 15,000.000 | 16,390.500 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.75% 2024/7/1 | 250,000.000 | 267,426.190 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/8/1 | 100,000.000 | 120,351.400 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/9/1 | 16,000.000 | 22,883.550 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2033/9/1 | 85,000.000 | 98,153.920 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/15 | 55,000.000 | 56,735.140 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.65% 2023/10/15 | 280,000.000 | 286,442.800 |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/3/1 | 155,000.000 | 185,321.100 |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/6/22 | 122,500.000 | 145,411.170 |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2028/6/22 | 15,000.000 | 16,364.040 |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/6/22 | 30,000.000 | 33,104.180 |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15 | 65,000.000 | 111,565.480 |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2022/1/15 | 165,000.000 | 167,805.660 |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/7/15 | 26,000.000 | 28,723.290 |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15 | 56,000.000 | 96,734.400 |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15 | 125,000.000 | 141,278.000 |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/7/15 | 110,000.000 | 117,994.140 |
| | | REP OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15 | 45,000.000 | 76,213.800 |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2024/7/15 | 30,000.000 | 30,817.740 |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 |
|---------|------------------------------------|---|----------------|-----------------------------------|
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20 | 95,000.000 | 121,901.530 |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2023/7/15 | 42,000.000 | 42,997.580 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31 | 95,000.000 | 148,866.520 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31 | 476,000.000 | 547,063.940 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/7/30 | 20,000.000 | 22,182.230 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/4/30 | 535,000.000 | 593,503.320 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31 | 93,000.000 | 176,656.290 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2048/10/31 | 75,000.000 | 102,663.750 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.35% 2023/7/30 | 100,000.000 | 102,450.000 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.85% 2035/7/30 | 50,000.000 | 58,590.200 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.35% 2033/7/30 | 90,000.000 | 111,472.920 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31 | 12,000.000 | 16,859.320 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30 | 25,000.000 | 41,002.000 |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.45% 2022/10/31 | 40,000.000 | 41,023.280 |
| | ユーロ 小計 | | 11,334,028.000 | 13,318,389.490 (1,586,619,740) |
| 国債証券 合計 | | | | 3,534,999,152 (2,133,300,849) |
| 特殊債券 | アメリカドル | BANK 2019-BNK20 3.011% 2061/9/1 | 83,000.000 | 85,487.470 |
| | | BBCMS 2019-C3 C 4.178% 2052/5/15 | 20,000.000 | 21,294.900 |
| | | CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.8687% 2056/8/10 | 100,000.000 | 101,943.980 |
| | | FHMS KL4F A2AS 3.683% 2025/10/25 | 18,000.000 | 19,214.730 |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2019-H6 3.417% 2052/6/15 | 50,000.000 | 53,229.610 |
| | | PARK AVENUE TRUST 2017- 245P 3.77931% 2037/6/5 | 100,000.000 | 105,542.290 |
| | | UMBS 30YR (REG A) 3.5% 2019/10/11 | 559,000.000 | 571,599.330 |
| | | UMBS 30YR (REG A) 4% 2019/10/11 | 600,000.000 | 621,210.870 |
| | | UMBS 30YR (REG A) 4.5% 2019/10/11 | 200,000.000 | 210,218.740 |
| | UMBS 30YR (REG A) 3% 2019/10/11 | 559,000.000 | 563,672.880 | |
| | アメリカドル 小計 | | 2,289,000.000 | 2,353,414.800 (254,639,481) |
| 特殊債券 合計 | | | | 254,639,481 (254,639,481) |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 |
|-----|--------|--|-------------|-------------|
| 社債券 | アメリカドル | DOWDUPONT INC 4.725% 2028/11/15 | 60,000.000 | 68,056.240 |
| | | ABBOTT LABORATORIES 2.95% 2025/3/15 | 70,000.000 | 71,981.840 |
| | | ABBOTT LABORATORIES 3.75% 2026/11/30 | 20,000.000 | 21,548.680 |
| | | ABBVIE INC 4.5% 2035/5/14 | 15,000.000 | 15,930.630 |
| | | ALLERGAN PLC 5% 2021/12/15 | 185,000.000 | 194,019.150 |
| | | ALTRIA GROUP INC 4.4% 2026/2/14 | 26,000.000 | 27,882.100 |
| | | ALTRIA GROUP INC 3.49% 2022/2/14 | 10,000.000 | 10,241.630 |
| | | AMER AIRLINE 16-2 AA PTT 3.2% 2029/12/15 | 6,139.000 | 6,255.640 |
| | | AMER AIRLINE 16-3 AA PTT 3% 2028/10/15 | 3,587.910 | 3,624.130 |
| | | AMER AIRLINE 17-1 AA PTT 3.65% 2030/8/15 | 9,638.750 | 10,168.630 |
| | | AMER AIRLINE 19-1AA PTT 3.15% 2033/8/15 | 15,000.000 | 15,251.400 |
| | | AMER AIRLN 15-2 AA PTT 3.6% 2027/9/22 | 2,573.770 | 2,677.750 |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3.5% 2023/1/31 | 65,000.000 | 66,955.870 |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3% 2023/6/15 | 5,000.000 | 5,085.150 |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3.95% 2029/3/15 | 5,000.000 | 5,318.820 |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3.55% 2027/7/15 | 15,000.000 | 15,598.260 |
| | | ANALOG DEVICES INC 3.9% 2025/12/15 | 30,000.000 | 31,829.100 |
| | | ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4% 2028/4/13 | 5,000.000 | 5,453.650 |
| | | ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.75% 2029/1/23 | 55,000.000 | 63,065.870 |
| | | AON PLC 3.5% 2024/6/14 | 45,000.000 | 46,936.090 |
| | | APPLE INC 3.2% 2027/5/11 | 25,000.000 | 26,206.560 |
| | | APPLIED MATERIALS INC 5.85% 2041/6/15 | 5,000.000 | 6,664.450 |
| | | APPLIED MATERIALS INC 3.9% 2025/10/1 | 20,000.000 | 21,624.510 |
| | | AT&T INC 3.8% 2022/3/15 | 130,000.000 | 134,320.580 |
| | | BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.5% 2046/8/15 | 30,000.000 | 30,351.400 |
| | | BAMLL 2015-200P B 3.49% 2033/4/14 | 100,000.000 | 104,520.830 |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.593% 2028/7/21 | 30,000.000 | 31,439.000 |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.458% 2025/3/15 | 10,000.000 | 10,372.450 |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.559% 2027/4/23 | 80,000.000 | 83,685.440 |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.824% 2028/1/20 | 25,000.000 | 26,613.810 |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.705% 2028/4/24 | 50,000.000 | 52,698.170 |
| | | BANK OF AMERICA CORP 4.45% 2026/3/3 | 25,000.000 | 26,961.670 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 |
|----|----|---|-------------|-------------|
| | | BAT CAPITAL CORP 2.764% 2022/8/15 | 80,000.000 | 80,403.650 |
| | | BAT CAPITAL CORP 3.557% 2027/8/15 | 20,000.000 | 19,935.610 |
| | | BP CAPITAL MARKETS AMERICA INC 3.017% 2027/1/16 | 30,000.000 | 30,796.800 |
| | | BP CAPITAL MARKETS AMERICA INC 3.796% 2025/9/21 | 30,000.000 | 32,079.280 |
| | | BP CAPITAL MARKETS PLC 3.814% 2024/2/10 | 30,000.000 | 31,767.720 |
| | | BROADCOM INC 3.125% 2021/4/15 | 85,000.000 | 85,617.720 |
| | | BROADCOM INC 3.125% 2022/10/15 | 60,000.000 | 60,420.590 |
| | | BXP TRUST 2017-GM 3.53896% 2039/6/13 | 30,000.000 | 30,737.240 |
| | | CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.75% 2027/3/9 | 20,000.000 | 20,801.720 |
| | | CGCMT 2016-C1 D 5.11633% 2049/5/10 | 30,000.000 | 30,787.910 |
| | | CGCMT 2016-C2 A4 2.832% 2049/8/10 | 40,000.000 | 40,986.080 |
| | | CGCMT 2016-P3 D 2.804% 2049/4/15 | 14,423.000 | 12,638.870 |
| | | CGCMT 2016-P5 A4 2.941% 2049/10/10 | 60,000.000 | 61,898.380 |
| | | CIMAREX ENERGY CO 4.375% 2024/6/1 | 16,000.000 | 16,680.990 |
| | | CITIBANK NA 3.4% 2021/7/23 | 325,000.000 | 331,698.250 |
| | | CITIGROUP INC 3.887% 2028/1/10 | 35,000.000 | 37,201.960 |
| | | CITIGROUP INC 3.668% 2028/7/24 | 25,000.000 | 26,206.660 |
| | | CITIGROUP INC 3.352% 2025/4/24 | 15,000.000 | 15,445.160 |
| | | COMCAST CORP 2.35% 2027/1/15 | 50,000.000 | 49,409.220 |
| | | COMCAST CORP 3.95% 2025/10/15 | 10,000.000 | 10,805.530 |
| | | COMCAST CORP 3.7% 2024/4/15 | 25,000.000 | 26,484.970 |
| | | COMCAST CORP 4.75% 2044/3/1 | 5,000.000 | 5,867.230 |
| | | COMM 2015-CCRE26 MORTGAGE TRUST 3.63% 2048/10/10 | 50,000.000 | 53,339.800 |
| | | COMM 2015-LC21 MORTGAGE TRUST 3.708% 2048/7/10 | 60,000.000 | 63,939.800 |
| | | COMM 2017-COR2 MORTGAGE TRUST 3.51% 2050/9/10 | 50,000.000 | 53,159.730 |
| | | COX COMMUNICATIONS INC 3.25% 2022/12/15 | 40,000.000 | 40,748.130 |
| | | COX COMMUNICATIONS INC 3.5% 2027/8/15 | 5,000.000 | 5,170.900 |
| | | CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP 3.65% 2027/9/1 | 20,000.000 | 20,881.610 |
| | | CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP 3.8% 2028/2/15 | 10,000.000 | 10,522.860 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 |
|----|----|--|-------------|-------------|
| | | CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP 3.1% 2029/11/15 | 10,000.000 | 9,953.800 |
| | | CSAIL 2016-C5 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.4887% 2048/11/15 | 47,000.000 | 49,688.370 |
| | | CVS HEALTH CORP 3.7% 2023/3/9 | 95,000.000 | 98,399.810 |
| | | DELTA AIR LINES 2019-1AA 3.204% 2025/10/25 | 25,000.000 | 26,009.890 |
| | | DISCOVER FINANCIAL SERVICES 3.75% 2025/3/4 | 45,000.000 | 46,676.750 |
| | | ENBRIDGE INC 3.7% 2027/7/15 | 30,000.000 | 31,468.120 |
| | | EXXON MOBIL CORP 2.44% 2029/8/16 | 40,000.000 | 39,989.200 |
| | | FIFTH THIRD BANCORP 3.95% 2028/3/14 | 20,000.000 | 21,628.300 |
| | | FISERV INC 3.8% 2023/10/1 | 35,000.000 | 36,740.390 |
| | | FISERV INC 4.2% 2028/10/1 | 5,000.000 | 5,447.110 |
| | | FISERV INC 2.75% 2024/7/1 | 10,000.000 | 10,085.540 |
| | | FISERV INC 3.2% 2026/7/1 | 10,000.000 | 10,254.290 |
| | | FISERV INC 3.85% 2025/6/1 | 20,000.000 | 21,218.650 |
| | | FLORIDA POWER & LIGHT CO 4.125% 2042/2/1 | 10,000.000 | 11,243.980 |
| | | GILEAD SCIENCES INC 3.7% 2024/4/1 | 20,000.000 | 21,064.490 |
| | | GILEAD SCIENCES INC 3.5% 2025/2/1 | 110,000.000 | 115,459.710 |
| | | GILEAD SCIENCES INC 3.65% 2026/3/1 | 20,000.000 | 21,184.260 |
| | | GLOBAL PAYMENTS INC 3.2% 2029/8/15 | 20,000.000 | 19,978.730 |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE 3.691% 2028/6/5 | 55,000.000 | 57,352.640 |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE 3.625% 2024/2/20 | 10,000.000 | 10,425.280 |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2015-GC34 3.506% 2048/10/10 | 100,000.000 | 106,140.180 |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS4 3.645% 2049/11/10 | 40,000.000 | 42,147.450 |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2017-GS7 3.43% 2050/8/10 | 60,000.000 | 63,580.310 |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2017-GS7 3% 2050/8/10 | 45,000.000 | 41,486.290 |
| | | HCA INC 5% 2024/3/15 | 10,000.000 | 10,846.800 |
| | | HCA INC 5.25% 2026/6/15 | 10,000.000 | 11,071.340 |
| | | INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC 3.75% 2028/9/21 | 35,000.000 | 38,087.000 |
| | | INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC 3.75% 2025/12/1 | 25,000.000 | 26,735.000 |
| | | INTERPUBLIC GROUP OF COS INC/THE 3.75% 2021/10/1 | 135,000.000 | 138,127.390 |
| | | JPMBB 2016-C1 A5 3.5761% 2049/3/15 | 40,000.000 | 42,735.040 |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 |
|-----|----|---|-------------|-------------|
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.782% 2028/2/1 | 5,000.000 | 5,307.890 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.95% 2026/10/1 | 10,000.000 | 10,129.810 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.797% 2024/7/23 | 50,000.000 | 52,417.660 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 4.023% 2024/12/5 | 20,000.000 | 21,193.050 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.96% 2027/1/29 | 50,000.000 | 53,491.020 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.207% 2023/4/1 | 90,000.000 | 91,818.920 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.301% 2025/10/15 | 65,000.000 | 64,186.520 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.739% 2030/10/15 | 35,000.000 | 34,257.250 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.625% 2024/5/13 | 30,000.000 | 31,610.790 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.54% 2028/5/1 | 75,000.000 | 78,323.170 |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.776% 2023/4/25 | 60,000.000 | 60,526.680 |
| | | KINDER MORGAN INC/DE 5.2% 2048/3/1 | 10,000.000 | 11,470.450 |
| | | KINDER MORGAN INC/DE 3.15% 2023/1/15 | 65,000.000 | 66,238.810 |
| | | KLA-TENCOR CORP 4.1% 2029/3/15 | 40,000.000 | 43,667.160 |
| | | LAM RESEARCH CORP 3.75% 2026/3/15 | 38,000.000 | 40,120.400 |
| | | LENDMARK FUNDING TRUST 2018-2 4.23% 2027/4/20 | 100,000.000 | 103,434.610 |
| | | LOCKHEED MARTIN CORP 3.6% 2035/3/1 | 30,000.000 | 31,907.030 |
| | | MARSH & MCLENNAN COS INC 4.375% 2029/3/15 | 20,000.000 | 22,381.160 |
| | | MARSH & MCLENNAN COS INC 3.5% 2025/3/10 | 75,000.000 | 78,681.320 |
| | | MARSH & MCLENNAN COS INC 3.75% 2026/3/14 | 25,000.000 | 26,561.310 |
| | | MASTERCARD INC 2.95% 2029/6/1 | 20,000.000 | 20,721.960 |
| | | MCDONALD'S CORP 2.625% 2022/1/15 | 85,000.000 | 85,880.450 |
| | | MCDONALD'S CORP 3.7% 2026/1/30 | 30,000.000 | 31,889.260 |
| | | MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.677% 2027/2/22 | 25,000.000 | 26,489.200 |
| | | MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 3.922% 2024/9/11 | 200,000.000 | 209,423.310 |
| | | MORGAN STANLEY 3.625% 2027/1/20 | 110,000.000 | 115,191.100 |
| | | MORGAN STANLEY 3.125% 2026/7/27 | 65,000.000 | 66,199.700 |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-H4 4.31% 2051/12/15 | 35,000.000 | 39,750.080 |
| | | MPLX LP 3.20213% 2022/9/9 | 30,000.000 | 30,070.200 |
| | | MPLX LP 3.00213% 2021/9/9 | 20,000.000 | 20,041.270 |
| | | MSBAM 2016-C28 A4 3.544% 2049/1/15 | 50,000.000 | 53,096.040 |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 |
|-----|----|---|-------------|-------------|
| | | NORFOLK SOUTHERN CORP 3.8% 2028/8/1 | 10,000.000 | 10,909.370 |
| | | NORFOLK SOUTHERN CORP 3.942% 2047/11/1 | 10,000.000 | 10,479.160 |
| | | NORTHROP GRUMMAN CORP 3.2% 2027/2/1 | 52,000.000 | 53,942.610 |
| | | NVIDIA CORP 3.2% 2026/9/16 | 30,000.000 | 31,154.950 |
| | | NXP BV / NXP FUNDING LLC 4.125% 2021/6/1 | 335,000.000 | 342,695.750 |
| | | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 2.7% 2023/2/15 | 10,000.000 | 9,966.510 |
| | | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 2.6% 2021/8/13 | 10,000.000 | 10,043.910 |
| | | ONEMAIN FINANCIAL ISSUANCE TRUST 2016-2 5.94% 2028/3/20 | 32,973.080 | 33,021.630 |
| | | ONEMAIN FINANCIAL ISSUANCE TRUST 2018-1 3.3% 2029/3/14 | 100,000.000 | 101,581.420 |
| | | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC 2.125% 2023/5/10 | 5,000.000 | 4,941.710 |
| | | QUALCOMM INC 3.45% 2025/5/20 | 35,000.000 | 36,582.280 |
| | | REPUBLIC SERVICES INC 2.9% 2026/7/1 | 25,000.000 | 25,480.720 |
| | | ROYAL BANK OF CANADA 2.8% 2022/4/29 | 60,000.000 | 60,894.430 |
| | | SHIRE ACQ INV IRELAND DA 3.2% 2026/9/23 | 80,000.000 | 81,279.010 |
| | | SLMA 2004-A A3 2.5185% 2033/6/15 | 47,692.590 | 47,031.460 |
| | | SLMA 2004-B A3 2.4485% 2024/3/15 | 65,559.010 | 65,172.120 |
| | | SMB PRIVATE EDUCATION LOAN TRUST 2018-B 2.7475% 2037/1/15 | 110,000.000 | 109,300.250 |
| | | SOFI 2018-B A2FX 3.34% 2047/8/25 | 100,000.000 | 102,590.350 |
| | | SPRINGLEAF FUNDING TRUST 2017-A 2.68% 2030/7/15 | 100,000.000 | 99,870.090 |
| | | STATE STREET CORP 4.141% 2029/12/3 | 15,000.000 | 16,758.820 |
| | | SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 3.102% 2023/1/17 | 40,000.000 | 40,811.520 |
| | | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC 3% 2023/4/15 | 95,000.000 | 96,892.690 |
| | | TRANSCANADA PIPELINES LTD 6.2% 2037/10/15 | 10,000.000 | 12,627.010 |
| | | TRANSCANADA PIPELINES LTD 4.25% 2028/5/15 | 5,000.000 | 5,477.750 |
| | | UNION PACIFIC CORP 3.799% 2051/10/1 | 30,000.000 | 31,095.150 |
| | | UNITED AIR 2016-1 AA PTT 3.1% 2028/7/7 | 1,788.930 | 1,827.920 |
| | | UNITED AIR 2016-2 AA PTT 2.875% 2030/4/7 | 4,603.540 | 4,609.040 |
| | | UNITED AIR 2018-1 AA PTT 3.5% 2031/9/1 | 9,578.090 | 9,929.360 |
| | | UNITED AIR 2019-2 A PTT 2.9% 2029/11/1 | 20,000.000 | 19,692.400 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 |
|----|---------|---|---------------|--------------------------------|
| | | UNITED AIR 2019-2 AA PTT 2.7% 2033/11/1 | 10,000.000 | 9,987.200 |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 2.8% 2024/5/4 | 55,000.000 | 56,038.740 |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.125% 2027/5/4 | 150,000.000 | 155,693.060 |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.625% 2048/11/16 | 20,000.000 | 24,191.300 |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.65% 2023/8/16 | 15,000.000 | 15,786.850 |
| | | UNITEDHEALTH GROUP INC 2.95% 2027/10/15 | 65,000.000 | 66,438.630 |
| | | VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.376% 2025/2/15 | 105,000.000 | 110,181.400 |
| | | VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.875% 2029/2/8 | 20,000.000 | 21,710.330 |
| | | WALMART INC 4% 2043/4/11 | 15,000.000 | 17,132.080 |
| | | WALMART INC 3.25% 2029/7/8 | 22,000.000 | 23,545.390 |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 4.15% 2049/7/15 | 10,000.000 | 11,259.120 |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 2.95% 2024/6/15 | 13,000.000 | 13,354.210 |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 3.125% 2025/3/1 | 90,000.000 | 93,468.410 |
| | | WELLS FARGO & CO 3.584% 2028/5/22 | 160,000.000 | 167,731.120 |
| | | WELLS FARGO & CO 3% 2026/4/22 | 12,000.000 | 12,171.050 |
| | | WESTPAC BANKING CORP 3.3% 2024/2/26 | 30,000.000 | 31,256.120 |
| | | WFCM 2016-NXS5 A6 3.635% 2059/1/15 | 61,000.000 | 65,213.360 |
| | | WFCM 2017-C39 A5 3.418% 2050/9/15 | 70,000.000 | 74,253.510 |
| | | WILLIS NORTH AMERICA INC 4.5% 2028/9/15 | 20,000.000 | 21,850.280 |
| | アメリカドル | 小計 | 7,540,557.670 | 7,829,399.110 (847,140,984) |
| | イギリスポンド | VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES NV 1.625% 2022/11/30 | 100,000.000 | 99,649.000 |
| | イギリスポンド | 小計 | 100,000.000 | 99,649.000 (13,387,843) |
| | ユーロ | ABBOTT IRELAND FINANCING DAC 0.875% 2023/9/27 | 100,000.000 | 103,149.810 |
| | | AIR LIQUIDE FINANCE SA 2.125% 2021/10/15 | 100,000.000 | 104,710.600 |
| | | ALLIANZ FINANCE II BV 0.25% 2023/6/6 | 100,000.000 | 101,239.000 |
| | | BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA 0.125% 2024/2/5 | 100,000.000 | 100,227.000 |
| | | BASF SE 2% 2022/12/5 | 35,000.000 | 37,361.450 |
| | | CHUBB INA HOLDINGS INC 0.875% 2027/6/15 | 100,000.000 | 102,977.800 |
| | | ENEXIS HOLDING NV 0.75% 2031/7/2 | 100,000.000 | 102,772.000 |
| | | ENGIE SA 3% 2023/2/1 | 30,000.000 | 33,101.180 |
| | | ESB FINANCE LTD 3.494% 2024/1/12 | 100,000.000 | 115,207.200 |
| | | FIDELITY NATIONAL INFORM 1.1% 2024/7/15 | 100,000.000 | 104,289.000 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 |
|--------|--------|--|---------------|----------------------------------|
| | | HONEYWELL INTERNATIONAL INC 1.3% 2023/2/22 | 100,000.000 | 104,671.450 |
| | | ING BANK NV 0% 2022/4/8 | 100,000.000 | 100,291.000 |
| | | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE 0.125% 2023/2/28 | 100,000.000 | 100,563.300 |
| | | MERCK FINANCIAL SERVICES GMBH 0.005% 2023/12/15 | 100,000.000 | 100,153.000 |
| | | ROCHE FINANCE EUROPE BV 0.5% 2023/2/27 | 25,000.000 | 25,582.250 |
| | | SAP SE 0.75% 2024/12/10 | 100,000.000 | 103,846.400 |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 1.375% 2030/9/6 | 10,000.000 | 10,967.740 |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 1.25% 2031/2/28 | 10,000.000 | 10,829.640 |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 0% 2021/9/5 | 30,000.000 | 30,121.200 |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 0.5% 2034/9/5 | 20,000.000 | 19,350.600 |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 0.125% 2029/9/5 | 10,000.000 | 9,760.600 |
| | | TELSTRA CORP LTD 3.5% 2022/9/21 | 100,000.000 | 110,784.400 |
| | | TENNET HOLDING BV 1.25% 2033/10/24 | 100,000.000 | 107,450.200 |
| | | VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV 1.125% 2023/10/2 | 100,000.000 | 102,710.000 |
| | ユーロ 小計 | | 1,770,000.000 | 1,842,116.820 (219,451,377) |
| 社債券 合計 | | | | 1,079,980,203 (1,079,980,203) |
| 合計 | | | | 4,869,618,836 (3,467,920,533) |

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 南アフリカランド | 国債証券 4銘柄 | 100.0% | 0.7% |
| アメリカドル | 国債証券 5銘柄 特殊債券 10銘柄 社債券 170銘柄 | 10.2% 20.7% 69.1% | 35.4% |
| イギリスポンド | 国債証券 10銘柄 社債券 1銘柄 | 94.4% 5.6% | 6.8% |
| オーストラリアドル | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.2% |
| カナダドル | 国債証券 5銘柄 | 100.0% | 1.6% |
| シンガポールドル | 国債証券 2銘柄 | 100.0% | 0.3% |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 2銘柄 | 100.0% | 0.4% |
| デンマーククローネ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.4% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.2% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 3銘柄 | 100.0% | 0.6% |
| メキシコペソ | 国債証券 5銘柄 | 100.0% | 1.1% |
| ユーロ | 国債証券 80銘柄 社債券 24銘柄 | 87.8% 12.2% | 52.3% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

独立監査人の監査報告書

2019年11月6日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

辻村和之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の2019年3月19日から2019年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の2019年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 168,962,255 | 171,048,769 |
| 未収入金 | 285,575 | — |
| 流動資産合計 | 169,247,830 | 171,048,769 |
| 資産合計 | 169,247,830 | 171,048,769 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 230,327 | 223,941 |
| 未払解約金 | 285,575 | — |
| 未払受託者報酬 | 44,443 | 45,915 |
| 未払委託者報酬 | 1,094,463 | 1,130,489 |
| 流動負債合計 | 1,654,808 | 1,400,345 |
| 負債合計 | 1,654,808 | 1,400,345 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 153,551,615 | 149,294,433 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 14,041,407 | 20,353,991 |
| （分配準備積立金） | 10,521,780 | 10,705,875 |
| 元本等合計 | 167,593,022 | 169,648,424 |
| 純資産合計 | 167,593,022 | 169,648,424 |
| 負債純資産合計 | 169,247,830 | 171,048,769 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第40期 (自 2018年9月19日 至 2019年3月18日) | 第41期 (自 2019年3月19日 至 2019年9月17日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 3,747,588 | 8,216,594 |
| 営業収益合計 | 3,747,588 | 8,216,594 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 44,443 | 45,915 |
| 委託者報酬 | 1,094,463 | 1,130,489 |
| 営業費用合計 | 1,138,906 | 1,176,404 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 2,608,682 | 7,040,190 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 2,608,682 | 7,040,190 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 2,608,682 | 7,040,190 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | △39,550 | 385,254 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 11,761,072 | 14,041,407 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 515,826 | 1,176,838 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 515,826 | 1,176,838 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 653,396 | 1,295,249 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 653,396 | 1,295,249 |
| 分配金 | 230,327 | 223,941 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 14,041,407 | 20,353,991 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第41期計算期間は前計算期間末及び当計算期間末が休業日であったため、2019年3月19日から2019年9月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 153,551,615口 | 149,294,433口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.0914円 | 1.1363円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第40期 (自 2018年9月19日 至 2019年3月18日) | 第41期 (自 2019年3月19日 至 2019年9月17日) |
|--------------------------|--|--|
| 1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用 | 259,479円 | 268,761円 |
| 2 分配金の計算過程 | 第40期計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,058,680円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(20,942,503円)、分配準備積立金(9,693,427円)により、分配対象収益は31,694,610円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、230,327円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。 | 第41期計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,334,546円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(21,008,120円)、分配準備積立金(9,595,270円)により、分配対象収益は31,937,936円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、223,941円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

| 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|---|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第40期 (2019年3月18日現在) | 第41期 (2019年9月17日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 154,971,820円 | 153,551,615円 |
| 期中追加設定元本額 | 7,217,048円 | 9,777,789円 |
| 期中一部解約元本額 | 8,637,253円 | 14,034,971円 |

2 有価証券関係

第40期(2019年3月18日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 3,767,948 |
| 合計 | 3,767,948 |

第41期(2019年9月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 7,778,234 |
| 合計 | 7,778,234 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|-----------|-------------------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジあり) | 106,772,016 | 171,048,769 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 106,772,016 | 171,048,769 | |
| 合計 | | 106,772,016 | 171,048,769 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2019年9月17日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2019年9月17日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 284,596,495 |
| 金銭信託 | 43,385,313 |
| 国債証券 | 4,898,112,579 |
| 特殊債券 | 330,717,888 |
| 社債券 | 1,282,058,712 |
| 派生商品評価勘定 | 15,158,752 |
| 未収入金 | 117,117,519 |
| 未収利息 | 28,539,705 |
| 前払費用 | 3,063,444 |
| 差入委託証拠金 | 50,552,388 |
| 流動資産合計 | 7,053,302,795 |
| 資産合計 | 7,053,302,795 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 126,038,094 |
| 未払金 | 384,796,174 |
| 未払解約金 | 7,726,402 |
| 流動負債合計 | 518,560,670 |
| 負債合計 | 518,560,670 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,079,022,949 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金(△) | 2,455,719,176 |
| 元本等合計 | 6,534,742,125 |
| 純資産合計 | 6,534,742,125 |
| 負債純資産合計 | 7,053,302,795 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2019年9月17日現在) |
|------------------|----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 4,079,022,949口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.6020円 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用してしております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2019年9月17日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (2019年9月17日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 4,118,416,804円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 117,557,950円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 156,951,805円 |
| 同計算期間末日の元本額※ | 4,079,022,949円 |
| ※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン (為替ヘッジあり) | 286,411,563円 |
| ブラックロック・ワールド債券ファンド (為替ヘッジあり) | 106,772,016円 |
| ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド | 130,335,512円 |
| ブラックロック世界バランス・ファンド | 52,212,394円 |
| JDFワールド・ボンド・ファンド (為替ヘッジあり) | 3,503,291,464円 |
| 合計 | 4,079,022,949円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (2019年9月17日現在) |
|------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 185,877,215 |
| 特殊債券 | 494,677 |
| 社債券 | 31,961,518 |
| 合計 | 218,333,410 |

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連・金利関連及び通貨関連

| 区分 | 種類 | (2019年9月17日現在) | | | |
|---------------|-------------|----------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 契約額等 (円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 売 建 | | | | |
| | 日本円 | 155,205,000 | - | 153,950,000 | 1,255,000 |
| | アメリカドル | 182,526,365 | - | 181,539,313 | 987,052 |
| | ユーロ | 669,719,621 | - | 658,928,282 | 10,791,339 |
| | 買 建 | | | | |
| | アメリカドル | 1,507,357,370 | - | 1,478,749,106 | △28,608,264 |
| | イギリスポンド | 71,562,871 | - | 70,915,304 | △647,567 |
| | オーストラリアドル | 86,088,158 | - | 85,865,493 | △222,665 |
| | カナダドル | 23,638,768 | - | 23,124,686 | △514,082 |
| 市場取引 以外の取引 | 金利先物取引 | | | | |
| | 売 建 | | | | |
| | アメリカドル | 175,449,367 | 131,249,512 | 177,379,399 | △1,930,032 |
| | 買 建 | | | | |
| アメリカドル | 132,240,687 | 132,240,687 | 133,113,050 | 872,363 | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売 建 | | | | |
| | 南アフリカランド | 36,995,714 | - | 39,392,720 | △2,397,006 |
| | アメリカドル | 1,521,579,583 | - | 1,550,178,774 | △28,599,191 |
| | イギリスポンド | 347,328,561 | - | 360,026,164 | △12,697,603 |
| | オーストラリアドル | 40,093,364 | - | 41,043,882 | △950,518 |
| | カナダドル | 264,179,227 | - | 269,651,496 | △5,472,269 |
| | シンガポールドル | 15,282,610 | - | 15,718,000 | △435,390 |
| | スウェーデンクローナ | 11,015,241 | - | 11,312,000 | △296,759 |
| | デンマーククローネ | 20,676,177 | - | 20,901,209 | △225,032 |
| | ノルウェークローネ | 6,669,174 | - | 6,879,900 | △210,726 |
| | ポーランドズロチ | 25,719,808 | - | 26,380,800 | △660,992 |
| | メキシコペソ | 35,195,065 | - | 37,273,800 | △2,078,735 |
| | ユーロ | 3,103,709,907 | - | 3,142,695,860 | △38,985,953 |
| | 買 建 | | | | |
| | アメリカドル | 64,651,922 | - | 64,842,000 | 190,078 |
| | イギリスポンド | 13,355,297 | - | 13,428,000 | 72,703 |
| | オーストラリアドル | 16,325,781 | - | 16,331,600 | 5,819 |
| | カナダドル | 162,806,911 | - | 162,483,500 | △323,411 |
| | ユーロ | 33,153,901 | - | 33,356,400 | 202,499 |
| 合計 | | 8,722,526,443 | 263,490,199 | 8,775,460,737 | △110,879,342 |

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引及び金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------------|------------|--------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 日本円 | 1 1 4 0年国債 | 3,400,000 | 3,905,852 | |
| | | 1 1 0 2 0年国債 | 9,300,000 | 11,327,772 | |
| | | 1 2 4 0年国債 | 2,100,000 | 2,186,541 | |
| | | 1 2 5 5年国債 | 5,000,000 | 5,017,100 | |
| | | 1 3 0 2 0年国債 | 170,000,000 | 208,236,400 | |
| | | 1 3 0 5年国債 | 9,500,000 | 9,576,475 | |
| | | 1 3 5 5年国債 | 1,500,000 | 1,519,335 | |
| | | 1 4 0 5年国債 | 6,900,000 | 7,019,508 | |
| | | 1 4 9 2 0年国債 | 7,050,000 | 8,553,342 | |
| | | 1 5 5 2 0年国債 | 16,900,000 | 19,348,134 | |
| | | 1 5 6 2 0年国債 | 42,800,000 | 44,847,552 | |
| | | 1 5 7 2 0年国債 | 21,300,000 | 21,597,561 | |
| | | 1 5 8 2 0年国債 | 13,500,000 | 14,354,820 | |
| | | 1 5 9 2 0年国債 | 3,600,000 | 3,885,516 | |
| | | 1 6 0 2 0年国債 | 7,800,000 | 8,546,148 | |
| | | 1 6 3 2 0年国債 | 3,400,000 | 3,662,072 | |
| | | 1 6 4 2 0年国債 | 1,800,000 | 1,904,832 | |
| | | 1 6 5 2 0年国債 | 3,400,000 | 3,594,106 | |
| | | 1 6 6 2 0年国債 | 10,500,000 | 11,482,170 | |
| | | 1 6 7 2 0年国債 | 2,650,000 | 2,797,393 | |
| | | 1 6 8 2 0年国債 | 10,300,000 | 10,676,568 | |
| | | 1 6 9 2 0年国債 | 16,500,000 | 16,781,490 | |
| | | 2 4 0年国債 | 4,300,000 | 6,523,100 | |
| | | 2 6 3 0年国債 | 4,000,000 | 5,558,520 | |
| | | 2 7 3 0年国債 | 39,150,000 | 55,376,892 | |
| | | 3 1 8 1 0年国債 | 115,050,000 | 117,936,604 | |
| | | 3 2 3 0年国債 | 12,000,000 | 16,996,320 | |
| | | 3 3 3 1 0年国債 | 38,400,000 | 39,894,912 | |
| | | 3 3 7 1 0年国債 | 31,300,000 | 32,242,130 | |
| | | 3 3 8 1 0年国債 | 61,500,000 | 63,800,715 | |
| | | 3 4 6 1 0年国債 | 39,050,000 | 40,140,666 | |
| | | 3 5 1 1 0年国債 | 8,500,000 | 8,738,850 | |
| | | 3 5 2 1 0年国債 | 19,000,000 | 19,522,690 | |
| | | 3 5 3 1 0年国債 | 14,000,000 | 14,375,620 | |
| | | 3 5 4 1 0年国債 | 5,800,000 | 5,951,206 | |
| | | 3 5 5 1 0年国債 | 17,400,000 | 17,839,349 | |
| | | 3 7 3 0年国債 | 42,550,000 | 58,139,043 | |
| | | 4 0 3 2年国債 | 17,600,000 | 17,713,872 | |
| | | 4 4 3 0年国債 | 7,100,000 | 9,522,804 | |
| | | 5 4 3 0年国債 | 82,400,000 | 92,748,615 | |
| | | 5 5 3 0年国債 | 2,300,000 | 2,591,295 | |
| | | 5 6 3 0年国債 | 3,000,000 | 3,378,780 | |
| | | 5 7 3 0年国債 | 11,000,000 | 12,384,130 | |
| 5 8 3 0年国債 | 1,150,000 | 1,294,175 | | | |
| 5 9 3 0年国債 | 1,500,000 | 1,647,915 | | | |
| 6 0 3 0年国債 | 12,000,000 | 13,828,920 | | | |
| 6 2 3 0年国債 | 5,450,000 | 5,676,175 | | | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|----------|--|---------------|--------------------------------|----|
| | | 6 3 3 0年国債 | 15,500,000 | 15,708,783 | |
| | | 7 9 2 0年国債 | 71,000,000 | 80,372,000 | |
| | | 9 9 2 0年国債 | 107,850,000 | 128,993,992 | |
| | 日本円 | 小計 | 1,159,050,000 | 1,309,718,760 | |
| | 南アフリカランド | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 10.5% 2026/12/21 | 840,000.000 | 942,648.000 | |
| | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.25% 2036/3/31 | 2,020,000.000 | 1,477,609.070 | |
| | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.5% 2041/2/28 | 705,592.000 | 499,883.810 | |
| | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 7.75% 2023/2/28 | 820,000.000 | 828,766.150 | |
| | | SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.75% 2048/2/28 | 205,000.000 | 183,419.820 | |
| | 南アフリカランド | 小計 | 4,590,592.000 | 3,932,326.850 (29,020,572) | |
| | アメリカドル | UNITED STATES TREASURY BILL 0% 2019/9/24 | 505,000.000 | 504,796.810 | |
| | | UNITED STATES TREASURY BILL 0% 2019/10/8 | 1,300,000.000 | 1,298,454.890 | |
| | | US TREASURY N/B 2.5% 2046/2/15 | 4,000.000 | 4,159.060 | |
| | | US TREASURY N/B 3.125% 2048/5/15 | 70,000.000 | 82,105.070 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2047/2/15 | 200,000.000 | 228,984.370 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2047/5/15 | 130,000.000 | 148,748.430 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2047/11/15 | 120,000.000 | 131,071.860 | |
| | | US TREASURY N/B 2.625% 2020/7/31 | 200,000.000 | 201,203.120 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2048/8/15 | 87,000.000 | 99,798.500 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2048/2/15 | 140,000.000 | 160,321.870 | |
| | | US TREASURY N/B 3.375% 2048/11/15 | 93,000.000 | 114,306.430 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2049/2/15 | 10,000.000 | 11,485.150 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2049/5/15 | 140,000.000 | 157,117.180 | |
| | | US TREASURY N/B 1.625% 2029/8/15 | 250,000.000 | 245,068.360 | |
| | | US TREASURY N/B 2.5% 2046/5/15 | 130,000.000 | 135,169.520 | |
| | | US TREASURY N/B 5% 2037/5/15 | 25,000.000 | 36,090.820 | |
| | アメリカドル | 小計 | 3,404,000.000 | 3,558,881.440 (385,070,972) | |
| | イギリスポンド | TREASURY 4.25% 2027/12/7 | 35,000.000 | 45,503.190 | |
| | | TREASURY 4.75% 2030/12/7 | 53,000.000 | 76,192.940 | |
| | | TSY 4.75% 2038/12/7 | 2,000.000 | 3,309.570 | |
| | | UK TSY I/L GILT 4.5% 2034/9/7 | 25,000.000 | 37,698.330 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7 | 63,000.000 | 94,748.040 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7 | 284,000.000 | 481,590.160 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2021/9/7 | 210,000.000 | 223,358.010 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22 | 385,000.000 | 558,010.190 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2047/7/22 | 30,000.000 | 32,574.280 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2027/7/22 | 30,000.000 | 31,634.180 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1% 2024/4/22 | 290,000.000 | 296,817.900 | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|---------------|---|---------------|--------------------------------|----|
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2049/1/22 | 160,000.000 | 184,471.680 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2054/10/22 | 36,000.000 | 41,433.840 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 0.875% 2029/10/22 | 30,000.000 | 30,542.160 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22 | 155,000.000 | 235,804.600 | |
| | イギリスポンド 小計 | | 1,788,000.000 | 2,373,689.070 (318,905,127) | |
| | オーストラリアドル | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/5/21 | 10,000.000 | 11,986.300 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/21 | 80,000.000 | 82,350.400 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2020/11/21 | 220,000.000 | 222,109.800 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/6/21 | 60,000.000 | 71,319.600 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21 | 50,000.000 | 63,439.000 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/11/21 | 15,000.000 | 17,043.000 | |
| | オーストラリアドル 小計 | | 435,000.000 | 468,248.100 (34,767,421) | |
| | カナダドル | CANADA-GOV'T 4% 2041/6/1 | 10,000.000 | 14,195.200 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT 5% 2037/6/1 | 65,000.000 | 98,397.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2028/6/1 | 20,000.000 | 20,853.600 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2023/9/1 | 150,000.000 | 152,667.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2024/3/1 | 120,000.000 | 123,747.600 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/1 | 37,000.000 | 40,069.520 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2021/5/1 | 400,000.000 | 400,632.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2025/6/1 | 85,000.000 | 88,534.300 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1 | 100,000.000 | 124,850.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2029/6/1 | 40,000.000 | 42,772.000 | |
| | カナダドル 小計 | | 1,027,000.000 | 1,106,718.220 (90,452,080) | |
| | シンガポールドル | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2023/7/1 | 50,000.000 | 51,950.000 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1 | 100,000.000 | 102,450.000 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1 | 40,000.000 | 44,909.200 | |
| | シンガポールドル 小計 | | 190,000.000 | 199,309.200 (15,679,655) | |
| | スウェーデンクローナ | SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12 | 1,000,000.000 | 1,086,500.000 | |
| | スウェーデンクローナ 小計 | | 1,000,000.000 | 1,086,500.000 (12,168,800) | |
| | デンマーククローネ | DENMARK - BULLET 4.5% 2039/11/15 | 405,000.000 | 799,454.760 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15 | 400,000.000 | 436,640.000 | |
| | デンマーククローネ 小計 | | 805,000.000 | 1,236,094.760 (19,715,711) | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|-----------|--|---------------|-------------------------------|----|
| | ノルウェークローネ | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2027/2/17 | 560,000.000 | 576,139.200 | |
| | ノルウェークローネ | 小計 | 560,000.000 | 576,139.200 (6,959,762) | |
| | ポーランドズロチ | POLAND GOVERNMENT BOND 4% 2023/10/25 | 90,000.000 | 97,759.800 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/4/25 | 490,000.000 | 497,187.200 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25 | 270,000.000 | 278,289.000 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/10/25 | 120,000.000 | 126,691.890 | |
| | ポーランドズロチ | 小計 | 970,000.000 | 999,927.890 (27,508,016) | |
| | メキシコペソ | MEXICAN BONOS 8% 2023/12/7 | 2,000,000.000 | 2,072,360.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20 | 200,000.000 | 247,750.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3 | 1,000,000.000 | 1,018,160.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23 | 1,500,000.000 | 1,541,115.000 | |
| | | MEXICANBONOS 8% 2020/6/11 | 900,000.000 | 904,734.000 | |
| | | MEXICANBONOS 8.5% 2029/5/31 | 850,000.000 | 925,556.500 | |
| | メキシコペソ | 小計 | 6,450,000.000 | 6,709,675.500 (37,372,893) | |
| | ユーロ | AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.65% 2022/4/20 | 150,000.000 | 166,869.000 | |
| | | AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20 | 180,000.000 | 195,085.080 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2021/9/28 | 100,000.000 | 110,036.000 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/6/22 | 185,000.000 | 205,328.540 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2022/9/28 | 70,000.000 | 80,555.860 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22 | 60,000.000 | 85,115.760 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/6/22 | 19,000.000 | 23,446.000 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22 | 90,000.000 | 98,532.180 | |
| | | BUNDES OBLIGATION 0% 2021/10/8 | 70,000.000 | 71,085.980 | |
| | | BUNDES OBLIGATION 0% 2022/4/8 | 510,000.000 | 520,270.380 | |
| | | BUNDES OBLIGATION 0% 2023/10/13 | 870,000.000 | 897,855.660 | |
| | | BUNDES OBLIGATION 0% 2023/4/14 | 190,000.000 | 195,410.820 | |
| | | BUNDES OBLIGATION 0% 2024/4/5 | 150,000.000 | 155,162.100 | |
| | | BUNDES OBLIGATION 0.25% 2020/10/16 | 271,000.000 | 273,747.390 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4 | 75,000.000 | 131,103.750 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4 | 174,000.000 | 328,454.580 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.25% 2021/7/4 | 340,000.000 | 364,429.000 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2023/2/15 | 57,000.000 | 61,521.240 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2023/5/15 | 5,000.000 | 5,424.050 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/8/15 | 152,000.000 | 204,120.800 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/2/15 | 635,000.000 | 706,271.130 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15 | 191,000.000 | 318,121.190 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/5/15 | 240,000.000 | 265,632.960 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|---|-------------|---------------|----|
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2028/8/15 | 145,000.000 | 155,644.160 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.5% 2028/2/15 | 165,000.000 | 180,567.750 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2029/2/15 | 140,000.000 | 150,358.600 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/8/15 | 140,000.000 | 146,850.760 | |
| | | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2021/6/11 | 160,000.000 | 162,008.640 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL 5% 2034/8/1 | 90,000.000 | 134,177.400 | |
| | | DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4 | 82,000.000 | 144,871.360 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4 | 20,000.000 | 30,866.960 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/4/15 | 10,000.000 | 11,655.560 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/9/15 | 15,000.000 | 16,097.400 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 2% 2024/4/15 | 170,000.000 | 190,562.180 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | 415,000.000 | 770,045.780 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3% 2022/4/25 | 350,000.000 | 384,048.700 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/5/25 | 485,000.000 | 528,849.820 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/5/25 | 20,000.000 | 23,294.680 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/5/25 | 550,000.000 | 552,305.600 | |
| | | FRANCE O. A. T. 4.75% 2035/4/25 | 100,000.000 | 171,139.200 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2021/2/25 | 140,000.000 | 141,363.880 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/5/25 | 200,000.000 | 266,004.000 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2022/5/25 | 225,000.000 | 229,241.250 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25 | 106,000.000 | 115,818.140 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2023/3/25 | 60,000.000 | 61,446.240 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/5/25 | 100,000.000 | 109,190.000 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/3/25 | 48,964.000 | 50,302.960 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/3/25 | 350,000.000 | 359,831.500 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2029/5/25 | 50,000.000 | 53,429.500 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/5/25 | 258,000.000 | 315,650.100 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/5/25 | 955,000.000 | 1,056,919.510 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1 | 152,000.000 | 209,182.400 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1 | 50,000.000 | 78,299.900 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/9/1 | 93,000.000 | 146,800.500 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2028/9/1 | 50,000.000 | 67,571.300 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/9/1 | 180,000.000 | 202,824.000 | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|----|---|-------------|-------------|----|
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/6/1 | 712,000.000 | 764,198.140 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/1 | 890,000.000 | 935,025.100 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/1 | 80,000.000 | 82,507.520 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2022/4/1 | 270,000.000 | 278,970.480 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2% 2028/2/1 | 82,000.000 | 90,975.720 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2028/12/1 | 28,000.000 | 33,065.200 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.05% 2021/4/15 | 95,000.000 | 95,462.150 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2023/10/1 | 119,000.000 | 130,031.300 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.75% 2024/7/1 | 280,000.000 | 299,517.330 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/8/1 | 190,000.000 | 228,667.660 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/9/1 | 30,000.000 | 42,906.660 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.1% 2040/3/1 | 40,000.000 | 49,757.600 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.15% 2021/12/15 | 200,000.000 | 210,418.400 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.35% 2022/4/15 | 270,000.000 | 279,938.700 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.7% 2020/5/1 | 470,000.000 | 472,673.350 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/15 | 155,000.000 | 159,889.940 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.65% 2023/10/15 | 245,000.000 | 250,637.450 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.45% 2048/3/1 | 20,000.000 | 26,948.000 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.2% 2020/10/15 | 120,000.000 | 120,554.160 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/3/1 | 110,000.000 | 131,518.200 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/6/22 | 168,000.000 | 182,582.790 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/6/22 | 180,000.000 | 213,665.400 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2028/6/22 | 65,000.000 | 70,910.830 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/6/22 | 30,000.000 | 33,104.180 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 2050/6/22 | 14,000.000 | 17,575.600 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/7/15 | 250,000.000 | 271,405.370 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15 | 70,000.000 | 120,147.440 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/7/15 | 20,000.000 | 22,094.840 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2040/1/15 | 30,000.000 | 32,849.100 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15 | 65,000.000 | 112,281.000 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15 | 110,000.000 | 124,324.640 | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|-----------|--|---------------|----------------------------------|----------------|
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/7/15 | 170,000.000 | 182,354.580 | |
| | | REP OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15 | 55,000.000 | 93,150.200 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2022/9/20 | 75,000.000 | 76,467.450 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2024/7/15 | 50,000.000 | 51,362.900 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20 | 130,000.000 | 166,812.620 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31 | 189,000.000 | 296,166.010 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31 | 409,000.000 | 470,061.240 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.4% 2023/1/31 | 175,000.000 | 209,016.150 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/7/30 | 95,000.000 | 105,365.640 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.75% 2021/7/30 | 70,000.000 | 71,558.030 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/4/30 | 677,000.000 | 751,031.300 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31 | 105,000.000 | 199,450.650 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2048/10/31 | 110,000.000 | 150,573.500 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.35% 2023/7/30 | 65,000.000 | 66,592.500 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.25% 2024/7/30 | 300,000.000 | 306,521.400 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.85% 2035/7/30 | 50,000.000 | 58,590.200 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31 | 50,000.000 | 70,247.200 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30 | 15,000.000 | 24,601.200 | |
| | | | ユーロ 小計 | | 19,056,964.000 |
| 国債証券 合計 | | | | 4,898,112,579 (3,588,393,819) | |
| 特殊債券 | アメリカドル | BANK 2019-BNK18 3.584% 2062/5/15 | 120,000.000 | 129,876.730 | |
| | | BANK 2019-BNK20 3.011% 2061/9/1 | 83,000.000 | 85,487.470 | |
| | | BBCMS 2019-C3 A4 3.583% 2052/5/15 | 77,000.000 | 82,965.110 | |
| | | BBCMS 2019-C3 C 4.178% 2052/5/15 | 30,000.000 | 31,942.350 | |
| | | CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.8687% 2056/8/10 | 100,000.000 | 101,943.980 | |
| | | FHMS KL4F A2AS 3.683% 2025/10/25 | 18,000.000 | 19,214.730 | |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2019-H6 3.417% 2052/6/15 | 60,000.000 | 63,875.530 | |
| | | MSBAM 2016-C32 A4 3.72% 2049/12/15 | 30,000.000 | 32,325.470 | |
| | | UMBS 30YR (REG A) 3.5% 2019/10/11 | 775,000.000 | 792,467.760 | |
| | | UMBS 30YR (REG A) 4% 2019/10/11 | 700,000.000 | 724,746.030 | |
| | | UMBS 30YR (REG A) 4.5% 2019/10/11 | 200,000.000 | 210,218.740 | |
| | | UMBS 30YR (REG A) 3% 2019/10/11 | 775,000.000 | 781,478.510 | |
| | アメリカドル 小計 | | 2,968,000.000 | 3,056,542.410 (330,717,888) | |
| 特殊債券 合計 | | | | 330,717,888 (330,717,888) | |
| 社債券 | アメリカドル | DOWDUPONT INC 4.725% 2028/11/15 | 80,000.000 | 90,741.660 | |
| | | ABBOTT LABORATORIES 2.95% 2025/3/15 | 90,000.000 | 92,548.080 | |
| | | ABBOTT LABORATORIES 3.75% 2026/11/30 | 30,000.000 | 32,323.030 | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|----|---|-------------|-------------|----|
| | | ABBVIE INC 4.5% 2035/5/14 | 20,000.000 | 21,240.840 | |
| | | ACTAVIS FUNDING SCS 3.45% 2022/3/15 | 110,000.000 | 112,347.920 | |
| | | ALTRIA GROUP INC 4.4% 2026/2/14 | 42,000.000 | 45,040.330 | |
| | | ALTRIA GROUP INC 3.49% 2022/2/14 | 10,000.000 | 10,241.630 | |
| | | AMAZON.COM INC 3.15% 2027/8/22 | 60,000.000 | 63,141.760 | |
| | | AMER AIRLINE 16-2 AA PTT 3.2% 2029/12/15 | 8,770.000 | 8,936.630 | |
| | | AMER AIRLINE 16-3 AA PTT 3% 2028/10/15 | 6,278.850 | 6,342.230 | |
| | | AMER AIRLINE 17-1 AA PTT 3.65% 2030/8/15 | 7,886.250 | 8,319.800 | |
| | | AMER AIRLINE 17-2 AA PTT 3.35% 2031/4/15 | 3,783.510 | 3,868.680 | |
| | | AMER AIRLINE 19-1AA PTT 3.15% 2033/8/15 | 20,000.000 | 20,335.200 | |
| | | AMER AIRLN 15-2 AA PTT 3.6% 2027/9/22 | 3,431.690 | 3,570.330 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3.5% 2023/1/31 | 25,000.000 | 25,752.250 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3% 2023/6/15 | 50,000.000 | 50,851.520 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3.8% 2029/8/15 | 10,000.000 | 10,497.310 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP 3.55% 2027/7/15 | 20,000.000 | 20,797.690 | |
| | | ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4% 2028/4/13 | 9,000.000 | 9,816.570 | |
| | | ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.75% 2029/1/23 | 74,000.000 | 84,852.260 | |
| | | AON PLC 3.5% 2024/6/14 | 55,000.000 | 57,366.330 | |
| | | APPLE INC 3.2% 2027/5/11 | 80,000.000 | 83,860.990 | |
| | | APPLE INC 3.35% 2027/2/9 | 15,000.000 | 15,878.940 | |
| | | APPLIED MATERIALS INC 5.85% 2041/6/15 | 5,000.000 | 6,664.450 | |
| | | APPLIED MATERIALS INC 3.9% 2025/10/1 | 25,000.000 | 27,030.640 | |
| | | AT&T INC 3.8% 2022/3/15 | 170,000.000 | 175,649.990 | |
| | | BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.5% 2046/8/15 | 30,000.000 | 30,351.410 | |
| | | BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 4.25% 2048/9/15 | 2,000.000 | 2,251.290 | |
| | | BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.2% 2049/9/15 | 5,000.000 | 4,762.640 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.593% 2028/7/21 | 40,000.000 | 41,918.670 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.458% 2025/3/15 | 15,000.000 | 15,558.680 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.559% 2027/4/23 | 115,000.000 | 120,297.840 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.824% 2028/1/20 | 25,000.000 | 26,613.810 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP 3.705% 2028/4/24 | 55,000.000 | 57,967.990 | |
| | | BAT CAPITAL CORP 2.764% 2022/8/15 | 115,000.000 | 115,580.240 | |
| | | BAT CAPITAL CORP 3.557% 2027/8/15 | 40,000.000 | 39,871.220 | |
| | | BP CAPITAL MARKETS AMERICA INC 3.017% 2027/1/16 | 35,000.000 | 35,929.610 | |
| | | BP CAPITAL MARKETS AMERICA INC 3.796% 2025/9/21 | 40,000.000 | 42,772.380 | |
| | | BP CAPITAL MARKETS PLC 3.814% 2024/2/10 | 45,000.000 | 47,651.580 | |
| | | CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.75% 2027/3/9 | 25,000.000 | 26,002.150 | |
| | | CGCMT 2016-C2 A4 2.832% 2049/8/10 | 50,000.000 | 51,232.600 | |

| 種 類 | 通貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|----|---|-------------|-------------|----|
| | | CGCMT 2016-P5 A4 2.941% 2049/10/10 | 70,000.000 | 72,214.780 | |
| | | CIMAREX ENERGY CO 4.375% 2024/6/1 | 21,000.000 | 21,893.800 | |
| | | CITIBANK NA 3.4% 2021/7/23 | 400,000.000 | 408,244.000 | |
| | | CITIGROUP INC 3.887% 2028/1/10 | 20,000.000 | 21,258.260 | |
| | | CITIGROUP INC 3.4% 2026/5/1 | 20,000.000 | 20,745.180 | |
| | | CITIGROUP INC 3.668% 2028/7/24 | 30,000.000 | 31,447.990 | |
| | | CITIGROUP INC 3.352% 2025/4/24 | 20,000.000 | 20,593.550 | |
| | | CITIGROUP INC 3.2% 2026/10/21 | 5,000.000 | 5,111.330 | |
| | | COMCAST CORP 2.35% 2027/1/15 | 70,000.000 | 69,172.920 | |
| | | COMCAST CORP 3.7% 2024/4/15 | 35,000.000 | 37,078.960 | |
| | | COMCAST CORP 4.75% 2044/3/1 | 5,000.000 | 5,867.230 | |
| | | COMM 2015-CCRE26 MORTGAGE TRUST 3.63% 2048/10/10 | 60,000.000 | 64,007.760 | |
| | | COMM 2015-LC21 MORTGAGE TRUST 3.708% 2048/7/10 | 70,000.000 | 74,596.430 | |
| | | COMM 2017-COR2 MORTGAGE TRUST 3.51% 2050/9/10 | 60,000.000 | 63,791.670 | |
| | | CREDIT SUISSE GROUP FUNDING GUERNSEY LTD 3.8% 2022/9/15 | 250,000.000 | 258,820.000 | |
| | | CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP 3.65% 2027/9/1 | 35,000.000 | 36,542.820 | |
| | | CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP 3.1% 2029/11/15 | 15,000.000 | 14,930.700 | |
| | | CSAIL 2016-C5 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.4887% 2048/11/15 | 62,000.000 | 65,546.360 | |
| | | CVS HEALTH CORP 3.7% 2023/3/9 | 125,000.000 | 129,473.430 | |
| | | DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC 3.4% 2022/2/22 | 200,000.000 | 203,718.620 | |
| | | DELTA AIR LINES 2019-1AA 3.204% 2025/10/25 | 25,000.000 | 26,009.890 | |
| | | DISCOVER FINANCIAL SERVICES 3.75% 2025/3/4 | 55,000.000 | 57,049.360 | |
| | | ENBRIDGE INC 3.7% 2027/7/15 | 40,000.000 | 41,957.500 | |
| | | EXXON MOBIL CORP 2.44% 2029/8/16 | 55,000.000 | 54,985.150 | |
| | | FEDEX CORP 3.4% 2028/2/15 | 35,000.000 | 35,796.330 | |
| | | FIFTH THIRD BANCORP 3.95% 2028/3/14 | 25,000.000 | 27,035.370 | |
| | | FISERV INC 3.8% 2023/10/1 | 50,000.000 | 52,486.270 | |
| | | FISERV INC 2.75% 2024/7/1 | 10,000.000 | 10,085.540 | |
| | | FISERV INC 3.2% 2026/7/1 | 15,000.000 | 15,381.440 | |
| | | FISERV INC 3.85% 2025/6/1 | 25,000.000 | 26,523.310 | |
| | | GILEAD SCIENCES INC 3.7% 2024/4/1 | 55,000.000 | 57,927.350 | |
| | | GILEAD SCIENCES INC 3.5% 2025/2/1 | 125,000.000 | 131,204.210 | |
| | | GILEAD SCIENCES INC 3.65% 2026/3/1 | 25,000.000 | 26,480.330 | |
| | | GLOBAL PAYMENTS INC 3.2% 2029/8/15 | 30,000.000 | 29,968.100 | |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE 3.691% 2028/6/5 | 65,000.000 | 67,780.390 | |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE 3.625% 2024/2/20 | 10,000.000 | 10,425.280 | |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2015-GC34 3.506% 2048/10/10 | 120,000.000 | 127,368.210 | |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS4 3.645% 2049/11/10 | 60,000.000 | 63,221.170 | |
| | | GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2017-GS7 3.43% 2050/8/10 | 70,000.000 | 74,177.030 | |
| | | HALLIBURTON CO 3.8% 2025/11/15 | 80,000.000 | 84,077.920 | |
| | | HCA INC 5% 2024/3/15 | 15,000.000 | 16,270.200 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|--|-------------|-------------|----|
| | | HCA INC 5.25% 2025/4/15 | 10,000.000 | 11,064.030 | |
| | | HCA INC 5.25% 2026/6/15 | 10,000.000 | 11,071.340 | |
| | | HSEC HOLDINGS PLC 3.803% 2025/3/11 | 200,000.000 | 207,230.780 | |
| | | INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC 3.1% 2027/9/15 | 30,000.000 | 31,224.000 | |
| | | INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC 3.75% 2025/12/1 | 10,000.000 | 10,694.000 | |
| | | INTERPUBLIC GROUP OF COS INC/THE 3.75% 2021/10/1 | 170,000.000 | 173,938.200 | |
| | | JPMBB 2016-C1 A5 3.5761% 2049/3/15 | 50,000.000 | 53,418.800 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.3% 2026/4/1 | 7,000.000 | 7,240.390 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.782% 2028/2/1 | 35,000.000 | 37,155.250 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.95% 2026/10/1 | 5,000.000 | 5,064.900 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.797% 2024/7/23 | 25,000.000 | 26,208.830 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 4.023% 2024/12/5 | 60,000.000 | 63,579.160 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.96% 2027/1/29 | 40,000.000 | 42,792.820 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.207% 2023/4/1 | 170,000.000 | 173,435.730 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.301% 2025/10/15 | 100,000.000 | 98,748.490 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.739% 2030/10/15 | 45,000.000 | 44,045.040 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 3.54% 2028/5/1 | 80,000.000 | 83,544.720 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO 2.776% 2023/4/25 | 15,000.000 | 15,131.670 | |
| | | KINDER MORGAN INC/DE 5.2% 2048/3/1 | 15,000.000 | 17,205.680 | |
| | | KINDER MORGAN INC/DE 3.15% 2023/1/15 | 85,000.000 | 86,619.980 | |
| | | KLA-TENCOR CORP 4.1% 2029/3/15 | 55,000.000 | 60,042.360 | |
| | | LAM RESEARCH CORP 3.75% 2026/3/15 | 53,000.000 | 55,957.400 | |
| | | LOCKHEED MARTIN CORP 3.6% 2035/3/1 | 50,000.000 | 53,178.390 | |
| | | MARSH & MCLENNAN COS INC 4.375% 2029/3/15 | 30,000.000 | 33,571.740 | |
| | | MARSH & MCLENNAN COS INC 3.5% 2025/3/10 | 35,000.000 | 36,717.940 | |
| | | MARSH & MCLENNAN COS INC 3.75% 2026/3/14 | 75,000.000 | 79,683.950 | |
| | | MASTERCARD INC 2.95% 2029/6/1 | 30,000.000 | 31,082.940 | |
| | | MCDONALD'S CORP 2.625% 2022/1/15 | 75,000.000 | 75,776.860 | |
| | | MCDONALD'S CORP 3.35% 2023/4/1 | 5,000.000 | 5,188.360 | |
| | | MCDONALD'S CORP 3.7% 2026/1/30 | 40,000.000 | 42,519.020 | |
| | | MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.677% 2027/2/22 | 30,000.000 | 31,787.050 | |
| | | MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 3.922% 2024/9/11 | 200,000.000 | 209,423.310 | |
| | | MORGAN STANLEY 3.625% 2027/1/20 | 140,000.000 | 146,606.860 | |
| | | MORGAN STANLEY 3.125% 2026/7/27 | 85,000.000 | 86,568.840 | |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-H3 4.177% 2051/7/15 | 40,000.000 | 44,797.030 | |
| | | MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-H4 4.31% 2051/12/15 | 40,000.000 | 45,428.670 | |
| | | MPLX LP 3.20213% 2022/9/9 | 35,000.000 | 35,081.900 | |
| | | MPLX LP 3.00213% 2021/9/9 | 30,000.000 | 30,061.910 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|---|-------------|-------------|----|
| | | MSBAM 2016-C28 A4 3.544% 2049/1/15 | 60,000.000 | 63,715.250 | |
| | | NORFOLK SOUTHERN CORP 3.8% 2028/8/1 | 10,000.000 | 10,909.370 | |
| | | NORFOLK SOUTHERN CORP 3.942% 2047/11/1 | 15,000.000 | 15,718.750 | |
| | | NORTHROP GRUMMAN CORP 3.2% 2027/2/1 | 35,000.000 | 36,307.530 | |
| | | NVIDIA CORP 3.2% 2026/9/16 | 40,000.000 | 41,539.940 | |
| | | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 2.7% 2023/2/15 | 15,000.000 | 14,949.770 | |
| | | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 2.6% 2021/8/13 | 5,000.000 | 5,021.950 | |
| | | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC 2.125% 2023/5/10 | 5,000.000 | 4,941.710 | |
| | | QUALCOMM INC 3.45% 2025/5/20 | 50,000.000 | 52,260.400 | |
| | | REPUBLIC SERVICES INC 2.9% 2026/7/1 | 35,000.000 | 35,673.010 | |
| | | ROYAL BANK OF CANADA 2.8% 2022/4/29 | 80,000.000 | 81,192.580 | |
| | | SHIRE ACQ INV IRELAND DA 3.2% 2026/9/23 | 105,000.000 | 106,678.700 | |
| | | SLMA 2004-A A3 2.5185% 2033/6/15 | 47,692.590 | 47,031.460 | |
| | | SLMA 2004-B A3 2.4485% 2024/3/15 | 79,607.370 | 79,137.580 | |
| | | SLMA 2007-A A4A 2.65025% 2041/12/16 | 92,849.860 | 90,475.680 | |
| | | STATE STREET CORP 4.141% 2029/12/3 | 20,000.000 | 22,345.100 | |
| | | SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 3.102% 2023/1/17 | 45,000.000 | 45,912.960 | |
| | | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC 3% 2023/4/15 | 115,000.000 | 117,291.150 | |
| | | TRANSCANADA PIPELINES LTD 6.2% 2037/10/15 | 10,000.000 | 12,627.010 | |
| | | TRANSCANADA PIPELINES LTD 4.25% 2028/5/15 | 5,000.000 | 5,477.750 | |
| | | UBS GROUP FUNDING SWITZERLAND AG 3.491% 2023/5/23 | 300,000.000 | 307,069.610 | |
| | | UNION PACIFIC CORP 3.799% 2051/10/1 | 30,000.000 | 31,095.150 | |
| | | UNION PACIFIC CORP 4.5% 2048/9/10 | 10,000.000 | 11,618.190 | |
| | | UNITED AIR 2015-1 AA PTT 3.45% 2029/6/1 | 854.940 | 884.940 | |
| | | UNITED AIR 2016-1 AA PTT 3.1% 2028/7/7 | 1,788.930 | 1,827.920 | |
| | | UNITED AIR 2016-2 AA PTT 2.875% 2030/4/7 | 5,524.240 | 5,530.840 | |
| | | UNITED AIR 2018-1 AA PTT 3.5% 2031/9/1 | 9,578.090 | 9,929.360 | |
| | | UNITED AIR 2019-2 A PTT 2.9% 2029/11/1 | 30,000.000 | 29,538.600 | |
| | | UNITED AIR 2019-2 AA PTT 2.7% 2033/11/1 | 15,000.000 | 14,980.800 | |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.125% 2027/5/4 | 195,000.000 | 202,400.990 | |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.625% 2048/11/16 | 25,000.000 | 30,239.130 | |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.65% 2023/8/16 | 150,000.000 | 157,868.590 | |
| | | UNITEDHEALTH GROUP INC 2.95% 2027/10/15 | 80,000.000 | 81,770.620 | |
| | | VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.376% 2025/2/15 | 155,000.000 | 162,648.740 | |
| | | VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.875% 2029/2/8 | 45,000.000 | 48,848.260 | |
| | | WALMART INC 4% 2043/4/11 | 15,000.000 | 17,132.080 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|---------|---|---------------|----------------------------------|----|
| | | WALMART INC 3.7% 2028/6/26 | 10,000.000 | 10,975.860 | |
| | | WALMART INC 3.25% 2029/7/8 | 13,000.000 | 13,913.180 | |
| | | WALMART INC 3.625% 2047/12/15 | 5,000.000 | 5,507.510 | |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 4.15% 2049/7/15 | 10,000.000 | 11,259.120 | |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 3.45% 2029/6/15 | 10,000.000 | 10,665.260 | |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 3.2% 2026/6/15 | 5,000.000 | 5,230.070 | |
| | | WASTE MANAGEMENT INC 3.125% 2025/3/1 | 150,000.000 | 155,780.690 | |
| | | WELLS FARGO & CO 3.584% 2028/5/22 | 205,000.000 | 214,905.510 | |
| | | WELLS FARGO & CO 3% 2026/4/22 | 17,000.000 | 17,242.320 | |
| | | WELLS FARGO & CO 3% 2026/10/23 | 10,000.000 | 10,157.920 | |
| | | WFCM 2016-NXS5 A6 3.635% 2059/1/15 | 71,000.000 | 75,904.080 | |
| | | WFCM 2017-C39 A5 3.418% 2050/9/15 | 90,000.000 | 95,468.800 | |
| | | WILLIS NORTH AMERICA INC 4.5% 2028/9/15 | 25,000.000 | 27,312.850 | |
| | アメリカドル | 小計 | 8,999,046.320 | 9,367,848.290 (1,013,601,185) | |
| | イギリスポンド | VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES NV 1.625% 2022/11/30 | 100,000.000 | 99,649.000 | |
| | イギリスポンド | 小計 | 100,000.000 | 99,649.000 (13,387,843) | |
| | ユーロ | ABBOTT IRELAND FINANCING DAC 0.875% 2023/9/27 | 100,000.000 | 103,149.810 | |
| | | ALLIANZ FINANCE II BV 0.25% 2023/6/6 | 100,000.000 | 101,239.000 | |
| | | BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA 2.625% 2024/3/18 | 100,000.000 | 111,625.000 | |
| | | BASF SE 2% 2022/12/5 | 45,000.000 | 48,036.150 | |
| | | BAWAG P. S. K. 0.375% 2027/9/3 | 100,000.000 | 97,161.200 | |
| | | ENEXIS HOLDING NV 0.75% 2031/7/2 | 100,000.000 | 102,772.000 | |
| | | ENGIE SA 0% 2027/3/4 | 100,000.000 | 98,458.400 | |
| | | ESB FINANCE LTD 3.494% 2024/1/12 | 100,000.000 | 115,207.200 | |
| | | FIDELITY NATIONAL INFORM 1.1% 2024/7/15 | 100,000.000 | 104,289.000 | |
| | | HONEYWELL INTERNATIONAL INC 1.3% 2023/2/22 | 100,000.000 | 104,671.450 | |
| | | ING BANK NV 0% 2022/4/8 | 100,000.000 | 100,291.000 | |
| | | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE 0.125% 2023/2/28 | 100,000.000 | 100,563.300 | |
| | | MEDTRONIC GLOBAL HOLDINGS SCA 0% 2021/3/7 | 100,000.000 | 100,144.000 | |
| | | MERCK FINANCIAL SERVICES GMBH 0.005% 2023/12/15 | 100,000.000 | 100,153.000 | |
| | | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC 0.125% 2026/8/3 | 100,000.000 | 97,468.850 | |
| | | REPSOL INTERNATIONAL FINANCE BV 0.25% 2027/8/2 | 100,000.000 | 99,375.980 | |
| | | ROCHE FINANCE EUROPE BV 0.5% 2023/2/27 | 30,000.000 | 30,698.700 | |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 1.375% 2030/9/6 | 10,000.000 | 10,967.740 | |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 1.25% 2031/2/28 | 10,000.000 | 10,829.640 | |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 0% 2021/9/5 | 40,000.000 | 40,161.600 | |
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 0.5% 2034/9/5 | 20,000.000 | 19,350.600 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|--------|--|---------------|----------------------------------|----|
| | | SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV 0.125% 2029/9/5 | 20,000.000 | 19,521.200 | |
| | | TENNET HOLDING BV 1.25% 2033/10/24 | 100,000.000 | 107,450.200 | |
| | | UNITED TECHNOLOGIES CORP 1.15% 2024/5/18 | 100,000.000 | 103,961.800 | |
| | | VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV 1.125% 2023/10/2 | 100,000.000 | 102,710.000 | |
| | | VOLKSWAGEN LEASING GMBH 1% 2023/2/16 | 10,000.000 | 10,199.880 | |
| | | VOLVO TREASURY AB 0.22% 2021/9/13 | 100,000.000 | 100,647.000 | |
| | ユーロ 小計 | | 2,085,000.000 | 2,141,103.700 (255,069,684) | |
| 社債券 | 合計 | | | 1,282,058,712 (1,282,058,712) | |
| 合計 | | | | 6,510,889,179 (5,201,170,419) | |

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|-------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 南アフリカランド | 国債証券 5銘柄 | 100.0% | 0.6% |
| アメリカドル | 国債証券 16銘柄 特殊債券 12銘柄 社債券 169銘柄 | 22.3% 19.1% 58.6% | 33.3% |
| イギリスポンド | 国債証券 15銘柄 社債券 1銘柄 | 96.0% 4.0% | 6.4% |
| オーストラリアドル | 国債証券 6銘柄 | 100.0% | 0.7% |
| カナダドル | 国債証券 10銘柄 | 100.0% | 1.7% |
| シンガポールドル | 国債証券 3銘柄 | 100.0% | 0.3% |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.2% |
| デンマーククローネ | 国債証券 2銘柄 | 100.0% | 0.4% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 1銘柄 | 100.0% | 0.1% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 4銘柄 | 100.0% | 0.5% |
| メキシコペソ | 国債証券 6銘柄 | 100.0% | 0.7% |
| ユーロ | 国債証券 105銘柄 社債券 27銘柄 | 91.1% 8.9% | 55.1% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年9月末現在)

「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし)」

| | |
|----------------------|----------------|
| I 資産総額 | 1,172,952,559円 |
| II 負債総額 | 1,018,452円 |
| III 純資産総額(I - II) | 1,171,934,107円 |
| IV 発行済数量 | 902,696,154口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 1.2983円 |

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」

| | |
|----------------------|----------------|
| I 資産総額 | 5,525,421,735円 |
| II 負債総額 | 578,431,596円 |
| III 純資産総額(I - II) | 4,946,990,139円 |
| IV 発行済数量 | 2,652,658,784口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 1.8649円 |

「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)」

| | |
|----------------------|--------------|
| I 資産総額 | 168,761,383円 |
| II 負債総額 | 83,292円 |
| III 純資産総額(I - II) | 168,678,091円 |
| IV 発行済数量 | 147,153,840口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 1.1463円 |

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」

| | |
|----------------------|----------------|
| I 資産総額 | 7,277,895,345円 |
| II 負債総額 | 713,792,249円 |
| III 純資産総額(I - II) | 6,564,103,096円 |
| IV 発行済数量 | 4,059,860,611口 |
| V 1単位当たり純資産額(III/IV) | 1.6168円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金 3,120百万円

② 発行する株式の総数 36,000株

③ 発行済株式の総数 15,000株

④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年9月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

| 種類 | | 本数 | 純資産総額 |
|--------|-----------|------|--------------|
| 公募投資信託 | 追加型株式投資信託 | 81本 | 1,684,340百万円 |
| | 単位型株式投資信託 | 0本 | 0百万円 |
| 私募投資信託 | | 85本 | 6,488,501百万円 |
| 合計 | | 166本 | 8,172,841百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

田中 素子



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

仲島 紀子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第31期 (2017年12月31日現在) | 第32期 (2018年12月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 19,097 | 23,891 |
| 立替金 | 11 | 2 |
| 前払費用 | 171 | 151 |
| 未収入金 | 3 | 11 |
| 未収委託者報酬 | 1,585 | 1,588 |
| 未収運用受託報酬 | 2,642 | 2,291 |
| 未収収益 ※2 | 1,384 | 1,402 |
| 為替予約 | 0 | - |
| その他流動資産 | 33 | 18 |
| 流動資産計 | 24,928 | 29,359 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 ※1 | 946 | 1,484 |
| 器具備品 ※1 | 411 | 380 |
| 有形固定資産計 | 1,358 | 1,864 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 4 | 8 |
| のれん | 42 | - |
| 無形固定資産計 | 47 | 8 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3 | 11 |
| 長期差入保証金 | 1,124 | 1,119 |
| 前払年金費用 | 588 | 696 |
| 長期前払費用 | 25 | 27 |
| 繰延税金資産 | 786 | 848 |
| 投資その他の資産計 | 2,528 | 2,702 |
| 固定資産計 | 3,934 | 4,575 |
| 資産合計 | 28,863 | 33,935 |

(単位：百万円)

| | 第31期 (2017年12月31日現在) | 第32期 (2018年12月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 119 | 97 |
| 未払金 | ※2 | |
| 未払収益分配金 | 4 | 4 |
| 未払償還金 | 74 | 74 |
| 未払手数料 | 593 | 515 |
| その他未払金 | 1,737 | 1,184 |
| 未払費用 | ※2 | |
| 未払消費税等 | 150 | 97 |
| 未払法人税等 | 438 | 440 |
| 為替予約 | - | 3 |
| 前受金 | 79 | 78 |
| 前受収益 | 15 | - |
| 賞与引当金 | 1,886 | 1,939 |
| 役員賞与引当金 | 144 | 142 |
| 早期退職慰労引当金 | 9 | 42 |
| 流動負債計 | 6,500 | 5,661 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 55 | 60 |
| 資産除去債務 | 262 | 781 |
| 固定負債計 | 318 | 842 |
| 負債合計 | 6,818 | 6,503 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,120 | 3,120 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,001 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 | 6,847 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 11,739 | 17,127 |
| 利益剰余金合計 | 12,076 | 17,464 |
| 株主資本合計 | 22,044 | 27,432 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 22,044 | 27,431 |
| 負債・純資産合計 | 28,863 | 33,935 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | | 第31期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) | 第32期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) |
|------------|----|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 5,202 | 5,639 |
| 運用受託報酬 | ※1 | 8,890 | 8,523 |
| その他営業収益 | ※1 | 12,257 | 13,511 |
| 営業収益計 | | 26,350 | 27,674 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,830 | 1,856 |
| 広告宣伝費 | | 208 | 191 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 380 | 363 |
| 委託調査費 | ※1 | 4,313 | 4,164 |
| 調査費計 | | 4,693 | 4,528 |
| 委託計算費 | | 86 | 84 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 50 | 59 |
| 印刷費 | | 62 | 11 |
| 諸会費 | | 32 | 34 |
| 営業雑経費計 | | 145 | 106 |
| 営業費用計 | | 6,964 | 6,767 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 353 | 406 |
| 給料・手当 | | 3,960 | 4,213 |
| 賞与 | | 2,232 | 2,359 |
| 給料計 | | 6,546 | 6,979 |
| 退職給付費用 | | 287 | 275 |
| 福利厚生費 | | 892 | 940 |
| 事務委託費 | ※1 | 2,433 | 2,568 |
| 交際費 | | 69 | 66 |
| 寄付金 | | 2 | 3 |
| 旅費交通費 | | 243 | 238 |
| 租税公課 | | 231 | 245 |
| 不動産賃借料 | | 735 | 804 |
| 水道光熱費 | | 65 | 72 |
| 固定資産減価償却費 | | 262 | 315 |
| のれん償却額 | | 56 | 42 |
| 資産除去債務利息費用 | | 3 | 3 |
| 諸経費 | | 363 | 424 |
| 一般管理費計 | | 12,194 | 12,980 |
| 営業利益 | | 7,191 | 7,926 |

(単位：百万円)

| | 第31期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) | 第32期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 有価証券売却益 | 0 | 0 |
| 雑益 | 0 | 0 |
| 営業外収益計 | 1 | 1 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 34 | 26 |
| 営業外費用計 | 34 | 26 |
| 経常利益 | 7,158 | 7,901 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 119 | 84 |
| 特別損失計 | 119 | 84 |
| 税引前当期純利益 | 7,039 | 7,817 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,223 | 2,491 |
| 法人税等調整額 | 29 | △61 |
| 当期純利益 | 4,786 | 5,387 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2017年1月1日残高 | 2,435 | 2,316 | 3,846 | 6,162 | 336 | 6,953 | 7,290 | 15,887 | 0 | 0 | 15,887 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 685 | 685 | | 685 | | | | 1,370 | | | 1,370 |
| 当期純利益 | | | | | | 4,786 | 4,786 | 4,786 | | | 4,786 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 事業年度中の変動額 合計 | 685 | 685 | - | 685 | - | 4,786 | 4,786 | 6,156 | 0 | 0 | 6,156 |
| 2017年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 11,739 | 12,076 | 22,044 | 0 | 0 | 22,044 |

第32期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2018年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 11,739 | 12,076 | 22,044 | 0 | 0 | 22,044 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 5,387 | 5,387 | 5,387 | | | 5,387 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 事業年度中の変動額 合計 | - | - | - | - | - | 5,387 | 5,387 | 5,387 | 0 | 0 | 5,387 |
| 2018年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 17,127 | 17,464 | 27,432 | 0 | 0 | 27,431 |

注 記 事 項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が当事業年度の期末から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」860百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」74百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」786百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 1,346 百万円 | 1,525 百万円 |
| 器具備品 | 821 百万円 | 950 百万円 |

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|------|------------------------|------------------------|
| 未収収益 | 508 百万円 | 554 百万円 |
| 未払金 | 1,713 百万円 | 1,168 百万円 |
| 未払費用 | 356 百万円 | 385 百万円 |

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|---------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額 | 1,000 百万円 | 1,000 百万円 |
| 借入実行残高 | — | — |
| 差引額 | 1,000 百万円 | 1,000 百万円 |

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|---------|---|---|
| その他営業収益 | 4,670 百万円 | 5,680 百万円 |
| 委託調査費 | 438 百万円 | 704 百万円 |
| 事務委託費 | 824 百万円 | 864 百万円 |
| 運用受託報酬 | 48 百万円 | 149 百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 前事業年度期首 | 増加 | 減少 | 前事業年度末 |
|----------|---------|-------|----|--------|
| 普通株式 (株) | 10,158 | 4,842 | — | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 15,000 | — | — | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2017年12月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 19,097 | 19,097 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,585 | 1,585 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,642 | 2,642 | — |
| (4) 未収収益 | 1,384 | 1,384 | — |
| (5) 長期差入保証金 | 1,124 | 1,109 | △14 |
| 資産計 | 25,834 | 25,819 | △14 |
| (1) 未払手数料 | 593 | 593 | — |
| (2) 未払費用 | 1,245 | 1,245 | — |
| 負債計 | 1,838 | 1,838 | — |

当事業年度 (2018年12月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 23,891 | 23,891 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,588 | 1,588 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,291 | 2,291 | — |
| (4) 未収収益 | 1,402 | 1,402 | — |
| (5) 長期差入保証金 | 1,119 | 1,112 | △6 |
| 資産計 | 30,293 | 30,287 | △6 |
| (1) 未払手数料 | 515 | 515 | — |
| (2) 未払費用 | 1,039 | 1,039 | — |
| 負債計 | 1,554 | 1,554 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2017年12月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 19,097 | — | — | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,585 | — | — | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,642 | — | — | — |
| (4) 未収収益 | 1,384 | — | — | — |
| (5) 長期差入保証金 | — | 1,051 | 61 | 11 |
| 合計 | 24,709 | 1,051 | 61 | 11 |

当事業年度（2018年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 23,891 | — | — | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,588 | — | — | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,291 | — | — | — |
| (4) 未収収益 | 1,402 | — | — | — |
| (5) 長期差入保証金 | — | 1,051 | 56 | 11 |
| 合計 | 29,174 | 1,051 | 56 | 11 |

(有価証券関係)

前事業年度（2017年12月31日）

その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------|-------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 投資信託 | 3 | 3 | 0 |
| 合計 | | 3 | 3 | 0 |

当事業年度（2018年12月31日）

その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 投資信託 | 11 | 12 | 0 |
| 合計 | | 11 | 12 | 0 |

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,745 |
| 勤務費用 | 268 |
| 利息費用 | 8 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △20 |
| 退職給付の支払額 | △170 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,832 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 2,381 |
| 期待運用収益 | 19 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 83 |
| 事業主からの拠出額 | 290 |
| 退職給付の支払額 | △153 |
| 年金資産の期末残高 | 2,621 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2017年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,776 |
| 年金資産 | △2,621 |
| | △845 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 55 |
| 未積立退職給付債務 | △789 |
| 未認識数理計算上の差異 | 242 |
| 未認識過去勤務費用 | 13 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △532 |
| 退職給付引当金 | 55 |
| 前払年金費用 | △588 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △532 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 268 |
| 利息費用 | 8 |
| 期待運用収益 | △19 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △35 |
| 過去勤務費用の処理額 | △6 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 216 |
| 特別退職金 | 119 |
| 合計 | 335 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2017年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 0.4% |
| 長期期待運用収益率 | 0.9% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円でありました。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度)を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,832 |
| 勤務費用 | 269 |
| 利息費用 | 7 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 11 |
| 退職給付の支払額 | △138 |
| 過去勤務費用の発生額 | △47 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,934 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 2,621 |
| 期待運用収益 | 23 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △113 |
| 事業主からの拠出額 | 303 |
| 退職給付の支払額 | △138 |
| 年金資産の期末残高 | 2,696 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,874 |
| 年金資産 | △2,696 |
| | △821 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 60 |
| 未積立退職給付債務 | △761 |
| 未認識数理計算上の差異 | 73 |
| 未認識過去勤務費用 | 52 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △635 |
| 退職給付引当金 | 60 |
| 前払年金費用 | △696 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △635 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 269 |
| 利息費用 | 7 |
| 期待運用収益 | △23 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △44 |
| 過去勤務費用の処理額 | △8 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 200 |
| 特別退職金 | 84 |
| 合計 | 285 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券77%、株式20%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 0.6% |
| 長期期待運用収益率 | 1.0% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：百万円) | |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 206 | 167 |
| 賞与引当金 | 537 | 591 |
| 資産除去債務 | 80 | 239 |
| 資産調整勘定 | 4 | - |
| 未払事業税 | 74 | 83 |
| 早期退職慰労引当金 | 2 | 13 |
| 退職給付引当金 | 17 | 18 |
| 有形固定資産 | 4 | 3 |
| その他 | 44 | 96 |
| 繰延税金資産合計 | 973 | 1,213 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付引当金 | △180 | △213 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △6 | △152 |
| 繰延税金負債合計 | △186 | △365 |
| 繰延税金資産の純額 | 786 | 848 |

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 固定資産－繰延税金資産 | 786 | 848 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.9 % | 30.9 % |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.1 | 1.0 |
| 損金不算入ののれん償却額 | 0.2 | 0.2 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.2 | 0.1 |
| 所得拡大促進税制による税額控除 | △1.8 | △1.9 |
| その他 | 0.4 | 0.8 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.0 % | 31.1 % |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間約5年と見積り、割引率は0.16%~0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が、固定資産の取得時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.16%で割引き、資産除去債務残高が440百万円増加しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 期首残高 | 258 | 262 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - | 75 |
| 見積りの変更による増加額 | - | 440 |
| 時の経過による調整額 | 3 | 3 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - | - |
| 期末残高 | 262 | 781 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (2017年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|---------------------|------|-------|----|------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 米ドル | 69 | - | 0 | 0 |
| 合計 | | 69 | - | 0 | 0 |

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度 (2018年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|---------------------|------|-------|----|------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 米ドル | 164 | - | △3 | △3 |
| 合計 | | 164 | - | △3 | △3 |

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 5,202 | 8,890 | 12,257 | 26,350 |

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 13,186 | 10,831 | 2,332 | 26,350 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 4,719 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 3,512 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 5,639 | 8,523 | 13,511 | 27,674 |

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 13,237 | 11,293 | 3,143 | 27,674 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 5,830 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 3,458 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|---------------------|-----------|--------------------|---------------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 14,286 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 48 | 未収収益 | 508 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 4,670 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 438 | 未払費用 | 356 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 824 | その他未払金 | 67 |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 営業外収益 | 0 | その他未払金 | 1,645 |

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|-----------------|-----------|--------------------|---------------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 73 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 149 | 未収収益 | 554 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 5,680 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 704 | 未払費用 | 385 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 864 | その他未払金 | 165 |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 営業外収益 | - | その他未払金 | 1,002 |

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|--------------------------------|------------|----------|-----------|-------------------|-------------|-------|-----------|--------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国カリフォルニア州 | 1,000米ドル | 投資顧問業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 受入手数料 | 3,512 | 未収収益 | 296 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 77 | 未払費用 | 17 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 10 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー | 米国デラウェア州 | 314百万米ドル | 投資顧問業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 受入手数料 | 363 | 未収収益 | 28 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,427 | 未払費用 | 129 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 119 | その他未払金 | 1 |

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|------------|----------|-----------|-------------------|-------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国カリフォルニア州 | 1,000米ドル | 投資顧問業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 受入手数料 | 3,458 | 未収収益 | 330 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 37 | 未払費用 | 4 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 8 | | |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,469,634 円 10 銭 | 1,828,761 円 92 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 456,306 円 62 銭 | 359,180 円 40 銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 4,786 | 5,387 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 4,786 | 5,387 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 10,490 | 15,000 |

独立監査人の監査報告書は、当事業年度 (自 2018年1月1日 至2018年12月31日) を対象としております。

【中間財務諸表】

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2019年1月1日 至2019年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

2019年8月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

田中 素子



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

仲島 紀子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

| | | 中間会計期間末 (2019年6月30日) |
|-----------|----|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | ※2 | 17,608 |
| 立替金 | | 18 |
| 前払費用 | | 174 |
| 未収入金 | | 10 |
| 未収委託者報酬 | | 1,616 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,755 |
| 未収収益 | | 1,273 |
| 流動資産計 | | 22,456 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | ※1 | 1,361 |
| 器具備品 | ※1 | 448 |
| 有形固定資産計 | | 1,809 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 7 |
| 無形固定資産計 | | 7 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 22 |
| 長期差入保証金 | | 1,118 |
| 前払年金費用 | | 748 |
| 長期前払費用 | | 11 |
| 繰延税金資産 | | 449 |
| 投資その他の資産計 | | 2,351 |
| 固定資産計 | | 4,168 |
| 資産合計 | | 26,625 |

(単位：百万円)

中間会計期間末
(2019年6月30日)

| | |
|--------------|--------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 101 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 4 |
| 未払償還金 | 74 |
| 未払手数料 | 494 |
| その他未払金 | 638 |
| 未払費用 | 1,152 |
| 未払消費税等 | 98 |
| 未払法人税等 | 313 |
| 為替予約 | 1 |
| 前受金 | 22 |
| 前受収益 | 14 |
| 賞与引当金 | 611 |
| 役員賞与引当金 | 30 |
| 早期退職慰労引当金 | 0 |
| 流動負債計 | 3,559 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 67 |
| 資産除去債務 | 782 |
| 固定負債計 | 849 |
| 負債合計 | 4,408 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 3,120 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 336 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 11,912 |
| 利益剰余金合計 | 12,249 |
| 株主資本合計 | 22,216 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | △0 |
| 評価・換算差額等合計 | △0 |
| 純資産合計 | 22,216 |
| 負債・純資産合計 | 26,625 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| | 中間会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日) |
|------------|---|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 2,783 |
| 運用受託報酬 | 3,793 |
| その他営業収益 | 6,446 |
| 営業収益計 | 13,023 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 830 |
| 広告宣伝費 | 49 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 191 |
| 委託調査費 | 1,844 |
| 調査費計 | 2,036 |
| 委託計算費 | 39 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 27 |
| 印刷費 | 38 |
| 諸会費 | 20 |
| 営業雑経費計 | 87 |
| 営業費用計 | 3,043 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 307 |
| 給料・手当 | 2,221 |
| 賞与 | 955 |
| 給料計 | 3,483 |
| 退職給付費用 | 161 |
| 福利厚生費 | 465 |
| 事務委託費 | 1,017 |
| 交際費 | 24 |
| 寄付金 | 0 |
| 旅費交通費 | 116 |
| 租税公課 | 142 |
| 不動産賃借料 | 437 |
| 水道光熱費 | 36 |
| 固定資産減価償却費 | 200 ※1 |
| 資産除去債務利息費用 | 0 |
| 諸経費 | 173 |
| 一般管理費計 | 6,261 |
| 営業利益 | 3,718 |

(単位：百万円)

| | 中間会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日) |
|--------------|---|
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 有価証券売却益 | 0 |
| 雑益 | 0 |
| 営業外収益計 | 0 |
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 25 |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 営業外費用計 | 26 |
| 経常利益 | 3,692 |
| 税引前中間純利益 | 3,692 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 808 |
| 法人税等調整額 | 398 |
| 中間純利益 | 2,484 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

(単位: 百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 17,127 | 17,464 | 27,432 | 0 | 0 | 27,431 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △7,700 | △7,700 | △7,700 | | | △7,700 |
| 中間純利益 | | | | | | 2,484 | 2,484 | 2,484 | | | 2,484 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | | | | | | | | | △0 | △0 | △0 |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | △5,215 | △5,215 | △5,215 | △0 | △0 | △5,214 |
| 当中間期末残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 11,912 | 12,249 | 22,216 | △0 | △0 | 22,216 |

注 記 事 項
(重要な会計方針)

| 項 目 | 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | <p>時価法を採用しております。</p> |
| 3. 固定資産の減価償却方法 | <p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備5～18年、器具備品3～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> |
| 4. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> |

| 項 目 | 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 |
|------------------------------|---|
| | <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> |
| 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> |

(中間貸借対照表関係)

| 中間会計期間末 2019年6月30日 | |
|---|----------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物附属設備 | 1,648百万円 |
| 器具備品 | 1,027百万円 |
| ※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額 | 1,000百万円 |
| 借入実行残高 | — |
| 差引額 | 1,000百万円 |

(中間損益計算書関係)

| 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 | |
|--|--------|
| ※1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 199百万円 |
| 無形固定資産 | 1百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間
自 2019年1月 1日
至 2019年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計 期間末株式数 |
|-------|---------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 15,000 | — | — | 15,000 |
| 合計 | 15,000 | — | — | 15,000 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|-------------|------------|
| 2019年3月28日 株主総会決議 | 普通株式 | 7,700 | 513,333 | 2018年12月31日 | 2019年3月29日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

中間会計期間
自 2019年1月 1日
至 2019年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間
自 2019年1月 1日
至 2019年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------------------|------------|--------|----|
| ① 現金・預金 | 17,608 | 17,608 | — |
| ② 未収委託者報酬 | 1,616 | 1,616 | — |
| ③ 未収運用受託報酬 | 1,755 | 1,755 | — |
| ④ 未収収益 | 1,273 | 1,273 | — |
| ⑤ 投資有価証券 その他有価証券 | 22 | 22 | — |
| ⑥ 長期差入保証金 | 1,118 | 1,117 | △1 |
| 資産計 | 23,395 | 23,393 | △1 |
| ⑦ 未払手数料 | 494 | 494 | — |
| ⑧ 未払費用 | 1,152 | 1,152 | — |
| 負債計 | 1,647 | 1,647 | — |
| ⑨ デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていない もの | (1) | (1) | — |
| デリバティブ計 | (1) | (1) | — |

(注)

金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金・預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬及び④未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑤投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっております。

⑥長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

⑦未払手数料、⑧未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑨デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(有価証券関係)

| 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 | | | | |
|--|-------------|----------------|------|----|
| その他有価証券 | | | | |
| (単位：百万円) | | | | |
| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | その他 投資信託 | 12 | 12 | 0 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | その他 投資信託 | 10 | 11 | △0 |
| 合計 | | 22 | 23 | △0 |

(資産除去債務関係)

| 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 | |
|--|---|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | |
| 1. 当該資産除去債務の概要 | 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 |
| 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 | 使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間5年と見積り、割引率は0.16%~0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 |
| 3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 | |
| 期首残高 | 781 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0 百万円 |
| 中間会計期間末残高 | <u>782</u> 百万円 |

(セグメント情報等)

中間会計期間
自 2019年1月 1日
至 2019年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスに関する情報

(単位：百万円)

| | 委託者 報酬 | 運用受託 報酬 | その他 | 合計 |
|--------------|-----------|------------|-------|--------|
| 外部顧客 営業収益 | 2,783 | 3,793 | 6,446 | 13,023 |

(2) 地域に関する情報

① 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------|
| 6,263 | 5,398 | 1,361 | 13,023 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連する セグメント名 |
|-----------------------------|-------|----------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 2,809 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 1,663 | 投資運用業 |

(デリバティブ取引関係)

| 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 | | | | | |
|--|---------------------|------|----------|----|------|
| ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 | | | | | |
| 通貨関連 | | | (単位：百万円) | | |
| 区分 | 種類 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 米ドル | 201 | — | △1 | △1 |
| 合計 | | 201 | — | △1 | △1 |

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(1株当たり情報)

| 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日 | |
|---|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,481,128円23銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 165,661円62銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |
| 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 損益計算書上の中間純利益 | 2,484百万円 |
| 1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益 | 2,484百万円 |
| 期中平均株式数 | 15,000株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 2007年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。 |
| 2007年9月30日 | 商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。 |
| 2007年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。 |
| 2007年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。 |
| 2008年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 2008年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。 |
| 2009年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。 |
| 2009年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。 |
| 2011年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。 |
| 2013年10月5日 | MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。 |
| 2014年12月1日 | 決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。 |

追加型証券投資信託

ブラックロック・ワールド債券ファンド
(為替ヘッジなし)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）

－ 運用の基本方針 －

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし） 受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし） 受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ② FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|---|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ⑥ 前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。
- ② 分配金額は委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）
約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

[信託事務の委託]

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

- 第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項から第2項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込みの勧誘の種類]

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第31条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、

わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の売却単位および売却価額]

第12条 委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに当たる場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、基準価額の1.50%を上限とします。かかる手数料は委託者の指定する販売会社により独自に定めることができるものとします。
- ⑤ ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の受益者が、当該信託の受益権の一部解約の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

第13条 （削除）

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

第19条 （削除）

[投資の対象とする資産の種類]

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第25条、第26条および第28条に定めるものに限り。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限り。）

[運用の指図範囲等]

第20条 委託者（第21条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第21条、第22条から第31条まで、第33条および第39条から第40条までについて同じ。）は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま

す。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ④ 前項において親投資信託の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条の2および第20条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第24条から第26条、第28条から第31条、第33条および第39条から第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。

[運用の権限委託]

第21条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。

| 商号 | 委託する範囲 | 所在地 |
|---|---|----------------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） | 米国ニューヨーク州 ニューヨーク市 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） | 英国ロンドン市 |
| ブラックロック (シンガポール) リミテッド | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジ | シンガポール |

| | | |
|--|---|-----------------|
| (BlackRock (Singapore) Limited) | の指図に関する権限 | |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 | 豪州ヴィクトリア州メルボルン市 |

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬総額、各委託先への配分および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

- 第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[信用取引の指図範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するた

めの指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的・範囲]

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[同一銘柄の転換社債等への投資制限]

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図]

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則と

して第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付けの指図および範囲]

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図範囲]

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れ]

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予

約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

[信託業務の委託等]

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第21条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第35条 （削除）

[混蔵寄託]

第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[一括登録]

第37条 （削除）

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります

[有価証券売却等の指図]

第39条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第44条 この信託の計算期間は、毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年12月1日から平成11年9月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[信託財産に関する報告]

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用]

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の総額]

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の128以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第49条 （個別元本方式への移行に伴い削除）

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第50条 受託者は、収益分配金については第51条第1項に規定する支払開始日および第51条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第51条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第51条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第51条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、每期計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑥ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

[収益分配金および償還金の時効]

第52条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第53条 受益者（委託者の指定する販売会社も含まれます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに当たる場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行ないません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第54条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、

第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第57条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第54条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書に記載すべき事項の提供]

第60条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第51条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第28条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第28条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

- ③ 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り

引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成10年12月1日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ブラックロック・ワールド債券ファンド
(為替ヘッジあり)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

－ 運用の基本方針 －

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ② FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|---|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック (シンガポール) リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ⑥ 前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。
- ② 分配金額は委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）
約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

[信託事務の委託]

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項から第2項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込みの勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第31条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、

わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の売却単位および売却価額]

第12条 委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに当たる場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、基準価額の1.50%を上限とします。かかる手数料は委託者の指定する販売会社により独自に定めることができるものとします。
- ⑤ ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の受益者が、当該信託の受益権の一部解約の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

第13条 （削除）

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

第19条 （削除）

[投資の対象とする資産の種類]

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第28条に定めるものに限ります。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

[運用の指図範囲等]

第20条 委託者（第21条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第21条、第22条から第31条まで、第33条および第39条から第40条までについて同じ。）は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま

す。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいひ、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といひ、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といひ、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ④ 前項において親投資信託の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条の2および第20条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第24条から第26条、第28条から第31条、第33条および第39条から第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。

[運用の権限委託]

第21条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。

| 商号 | 委託する範囲 | 所在地 |
|---|---|----------------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） | 米国ニューヨーク州 ニューヨーク市 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） | 英国ロンドン市 |
| ブラックロック (シンガポール) リミテッド | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジ | シンガポール |

| | | |
|--|---|-----------------|
| (BlackRock (Singapore) Limited) | の指図に関する権限 | |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 | 豪州ヴィクトリア州メルボルン市 |

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬総額、各委託先への配分および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

- 第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[信用取引の指図範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するた

めの指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的・範囲]

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[同一銘柄の転換社債等への投資制限]

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図]

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則と

して第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付けの指図および範囲]

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図範囲]

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れ]

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

[信託業務の委託等]

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第21条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第35条 （削除）

[混蔵寄託]

第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[一括登録]

第37条 （削除）

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第39条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当

て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第44条 この信託の計算期間は、毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年12月1日から平成11年9月16日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[信託財産に関する報告]

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用]

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の総額]

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の128以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第49条 （個別元本式への移行に伴い削除）

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第50条 受託者は、収益分配金については第51条第1項に規定する支払開始日および第51条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第51条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第51条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第51条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、每期計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑥ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定す

る販売会社の営業所等において行なうものとします。

[収益分配金および償還金の時効]

第52条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第53条 受益者（委託者の指定する販売会社も含まれます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに当たる場合は、一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第54条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第57条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第54

条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書に記載すべき事項の提供]

第60条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第51条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第28条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第28条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

- ③ 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成10年12月1日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

親投資信託 ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

— 運用の基本方針 —

約款第11条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|---|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ⑥ 前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

親投資信託　ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）
約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

[信託事務の委託]

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的、金額および追加信託の限度額]

第2条 委託者は、金10億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項から第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

[受益者]

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブラックロック・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

[受益権の分割および再分割]

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託金の計算方法]

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））と、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行および種類]

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

第9条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

[投資の対象とする資産の種類]

第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限り。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限り。）

[運用の指図範囲等]

第10条 委託者（第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第11条、第12条から第21条まで、第23条および第30条から第31条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第10条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第9条の2および第10条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第14条から第16条、第18条から第21条、第23条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

[運用の権限委託]

第11条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。

| 商号 | 委託する範囲 | 所在地 |
|--|---|----------------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） | 米国ニューヨーク州 ニューヨーク市 |

| | | |
|--|--|-----------------|
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限 (当該権限は委託者と共有するものとします。) | 英国ロンドン市 |
| ブラックロック (シンガポール) リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 | シンガポール |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 | 豪州ヴィクトリア州メルボルン市 |

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この投資信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。ただし、当該証券投資信託にかかる運用の指図に関する権限を第1項に規定する者に委託する場合は、第1項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を収受しません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

第12条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

第13条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[信用取引の指図範囲]

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

- 第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的・範囲]

- 第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[同一銘柄の転換社債等への投資制限]

- 第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲]

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付けの指図および範囲]

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図範囲]

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。
- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れ]

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約取引の指図および範囲]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

[外貨建資産の円換算および予約為替の評価]

- 第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

[信託業務の委託等]

- 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 （削除）

[混蔵寄託]

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[一括登録]

第28条 （削除）

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[損益の帰属]

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月1日から平成11年3月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[信託財産に関する報告]

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用]

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬]

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

[利益の留保]

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行ないません。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

[信託の一部解約]

第40条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

[信託契約の解約]

第41条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての追加型証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

[償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任

じません。

[償還金の支払いの時期]

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第48条の2 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の交付]

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第18条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- ③ 第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成10年7月1日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

親投資信託 ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

— 運用の基本方針 —

約款第11条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- ③ デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。
- ⑤ ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

| | |
|---|---|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） |
| ブラックロック (シンガポール) リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 |

- ⑥ 前記に関わらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ⑦ 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

親投資信託 ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）
約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

[信託事務の委託]

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的、金額および追加信託の限度額]

第2条 委託者は、金10億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項から第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

[受益者]

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブラックロック・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

[受益権の分割および再分割]

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託金の計算方法]

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））と、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行および種類]

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

第9条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

[投資の対象とする資産の種類]

第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限り。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限り。）

[運用の指図範囲等]

第10条 委託者（第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第11条、第12条から第21条まで、第23条および第30条から第31条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第10条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第9条の2および第10条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第14条から第16条、第18条から第21条、第23条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

[運用の権限委託]

第11条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。

| 商号 | 委託する範囲 | 所在地 |
|--|---|----------------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託者と共有するものとします。） | 米国ニューヨーク州 ニューヨーク市 |

| | | |
|---|--|---------------------|
| ブラックロック・インベ ストメント・マネジメン ト(UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該 運用に付随する為替売買および為替ヘッジ の指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投 資判断を行なう権限 (当該権限は委託者と 共有するものとします。) | 英国ロンドン市 |
| ブラックロック (シンガポ ール) リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該 運用に付随する為替売買および為替ヘッジ の指図に関する権限 | シンガポール |
| ブラックロック・インベ ストメント・マネジメン ト(オーストラリア) リミテ ッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited) | 世界主要国の公社債等の運用ならびに当該 運用に付随する為替売買および為替ヘッジ の指図に関する権限 | 豪州ヴィクトリア州 メルボルン市 |

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この投資信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。ただし、当該証券投資信託にかかる運用の指図に関する権限を第1項に規定する者に委託する場合は、第1項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を収受しません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

第12条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

第13条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[信用取引の指図範囲]

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

- 第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的・範囲]

- 第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[同一銘柄の転換社債等への投資制限]

- 第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲]

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付けの指図および範囲]

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図範囲]

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしてします。
- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れ]

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約取引の指図および範囲]

- 第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

[外貨建資産の円換算および予約為替の評価]

- 第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

[信託業務の委託等]

- 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合している

ことを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第11条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 （削除）

[混蔵寄託]

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[一括登録]

第28条 （削除）

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[損益の帰属]

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月1日から平成11年3月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が

休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[信託財産に関する報告]

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用]

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

[信託報酬]

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

[利益の留保]

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行ないません。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

[信託の一部解約]

第40条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

[信託契約の解約]

第41条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての追加型証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

[償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[償還金の支払いの時期]

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第48条の2 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の交付]

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第18条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- ③ 第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成10年7月1日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社